

乙第C2号証

恵庭市における
障がい者虐待の防止と対応
(マニュアル)

平成25年3月

恵庭市 保健福祉部 障がい福祉課

はじめに

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が平成23年6月14日に衆議院、17日に参議院においてそれぞれ全会一致で可決されました。

目的は、障がい者に対する虐待が障がい者の尊厳を害するものであり、障がい者の自立及び社会参加にとって虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、虐待の防止、早期発見、虐待を受けた障がい者に対する保護や自立の支援、養護者に対する支援などを行うことにより障がい者の権利利益の擁護に資すること、とされています。

この目的を実現するために、この法律では国や地方公共団体、障害者福祉施設従事者等、使用者などに障がい者虐待の防止等のための責務を課するとともに、障がい者虐待を受けたと思われる障がい者を発見した者に対する通報義務を課しています。

このマニュアルは、障害者虐待防止法の規定に基づき、厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課 地域移行・障害児支援室が示す「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応（平成24年10月）」のうち、恵庭市の取り組みを示すものです。

平成25年3月
恵庭市 保健福祉部 障がい福祉課

< 目次 >

I 障がい者虐待防止の基本	
1 障がい者虐待とは	3
2 障がい者虐待の防止に向けた基本的視点	6
3 障がい者虐待の防止等に対する各主体の責務等	8
4 市の役割と責務	9
II 養護者による障がい者虐待の防止と対応	
1 障がい者虐待の防止に向けた取組み	13
2 障がい者虐待の早期発見に向けた取組み	13
3 養護者による障がい者虐待が発生した場合の対応	
(1) 相談、通報及び届出の受付	16
(2) コアメンバーによる対応方針の協議	18
(3) 事実確認及び訪問調査	19
(4) 個別ケース会議の開催による援助方針の決定	22
(5) 立入調査	29
(6) 障がい者の保護（積極的な介入の必要性が高い場合の対応）	32
(7) 障がい者への支援	33
(8) 養護者（家族等）への支援	33
(9) 成年後見制度等の活用	34
(10) モニタリング・虐待対応の終結	37
4 財産上の不当取引による被害の防止	37
III 障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待の防止と対応	
1 定義・概略	41
2 障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待の防止	41
3 相談・通報・届出への対応	
(1) 通報等の受付	43
(2) 市による事実の確認	44
(3) 市から都道府県への報告	45
(4) 都道府県による事実の調査	49
(5) 社会福祉法及び障害者総合支援法の規定による権限の行使	49
(6) 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況の公表	49
IV 使用者による障がい者虐待の防止と対応	
1 定義・概略	53
2 使用者による障がい者虐待の防止	53
3 相談・通報・届出への対応	
(1) 通報等の受付	55

(2) 市・都道府県による事実の確認	56
(3) 市から都道府県への通知	57
(4) 都道府県労働局による対応及び都道府県等による障がい者支援	61
(5) 使用者による障がい者虐待の状況の公表	61
V 参考資料	
障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律	65
障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律施行令	78
障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則	80
障害者虐待防止対策支援事業実施要綱	85

I 障がい者虐待防止と対応の基本

(

(

(

(

1 障がい者虐待とは

(1) 障害者虐待防止法の成立

障がい者に対する虐待はその尊厳を害するものであり、障がい者の自立と社会参加にとって障がい者虐待の防止を図ることが極めて重要であることから、障がい者虐待の防止や養護者に対する支援等に関する施策を推進するため、平成23年6月17日「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」いわゆる障害者虐待防止法が可決、成立し、平成24年10月1日から施行されました。

(2) 「障がい者虐待」の定義

「障がい者」とは、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの（障害者基本法第2条第1号）」と定義されています。

障害者手帳を取得していない場合や18歳未満の者も含まれます。虐待対応についての相談などにあたっては、障がい者の範囲を広く理解することで対応することが必要です。

障害者虐待防止法では、「障がい者虐待」を、ア) 養護者による障がい者虐待、イ) 障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待、ウ) 使用者による障がい者虐待に分け、「① 身体的虐待」、「② 性的虐待」、「③ 心理的虐待」、「④ 放棄・放置」、「⑤ 経済的虐待」の5類型に区分して定義しています。

① 身体的虐待	障がい者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障がい者の身体を拘束すること。
② 性的虐待	障がい者にわいせつな行為をすること又は障がい者をしてわいせつな行為をさせること。
③ 心理的虐待	障がい者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障がい者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
④ 放棄・放任	障がい者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、他の労働者による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置等、養護及び障がい者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
⑤ 経済的虐待	障がい者の財産を不当に処分することその他障がい者から不当に財産上の利益を得ること（障がい者の親族を含む）。

また、国民の責務として「何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない」と規定しています。

ア 養護者による障がい者虐待

「養護者」とは、「障害者を現に養護する者であって障害者福祉施設従事者等及び使用者以外のもの」と定義されています。

障がい者の家族、親族、同居人等のほか、同居していない親族・知人などが養護者に該当する場合があります。

18歳未満の障がい児に対する障がい者虐待の通報や通報に対する虐待対応については、児童虐待防止法が適用されます。

イ 障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待

「障害者福祉施設従事者等」とは、障害者総合支援法等に規定する「障害者福祉施設」又は「障害福祉サービス事業等」に係る業務に従事する者と定義されています。

高齢者関係施設の入所者に対する虐待については、65歳未満の障がい者に対するものも含めて高齢者虐待防止法が適用され、児童福祉施設の入所者に対する虐待については、18歳以上の障がい者に対するものも含めて児童福祉法が適用されます。

ウ 使用者による障がい者虐待

「使用者」とは、「障害者を雇用する事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者」と定義されています。

派遣労働者による役務の提供を受ける事業主など政令で定める事業主は含まれ、国及び地方公共団体は含まれていません。

使用者による障がい者虐待については、年齢に関わらず（18歳未満や65歳以上でも）障害者虐待防止法が適用されます。

【参考】障がい者虐待における虐待防止法制の対象範囲

○障がい者虐待の発生場所における虐待防止法制を法別・年齢別整理

所在 場所 年齢	在宅 (養護者・ 保護者)	福祉施設					企業	学校 病院 保育所		
		障害者総合支援法		介護保険 法等	児童福祉法					
		障害福 祉サー ビス事 業所 (入所 系、日中 系、訪問 系、GH 等含む)	相談支 援事業 所	高齢者 施設 (入所 系、通所 系、訪問 系、居住 系含む)	障害児 通所支 援事業 所	障害児 入所施 設等	障害児 相談支 援事業 所等			
18歳未満	児童虐待 防止法 ・被虐待者 支援 (都道府県) ※	障害者 虐待防 止法 ・適切な 権限行使 (都道府 県市町村)	—	障害者 虐待防 止法 ・適切な 権限行使 (都道府 県市町村)	改正児 童福 祉法 ・適切な 権限行使 (都道府 県市町村)	障害者 虐待防 止法 ・適切な 権限行使 (都道府 県市町村)	障害者 虐待防 止法 ・適切な 権限行使 (都道府 県市町村)	障害者 虐待防 止法 ・適切な 権限行使 (都道府 県市町村)	障害者 虐待防 止法 ・適切な 権限行使 (都道府 県市町村)	
18歳以上 65歳未満	障害者虐 待防止法 ・被虐待者 支援 (市町村)	障害者 虐待防 止法 ・適切な 権限行使 (都道府 県市町村)	—	[20歳まで] 【特定疾 患40歳以上】	[20歳まで]	—	—	—	障害者 虐待防 止法 ・適切な 権限行使 (都道府 県労働局)	
65歳以上	障害者虐 待防止法 高齢者虐 待防止法 ・被虐待者 支援 (市町村)	高齢者 虐待防 止法 ・適切な 権限行使 (都道府 県市町村)	—	—	—	—	—	—	障害者 虐待防 止法 ・間接的 の防止措置 (施設長)	

※ 養護者への支援は、18歳未満の場合でも必要に応じて障害者虐待防止法も適用される

なお、配偶者から暴力を受けている場合は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の対象にもなる。

(注1) 里親、乳幼児、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立施設

(注2) 放課後等デイサービスのみ

2 障がい者虐待の防止等に向けた基本的視点

(1) 障がい者虐待防止と対応のポイント

障がい者に対する虐待の発生予防から、虐待を受けた障がい者が安定した生活を送れるようになるまで、障がい者の権利擁護を基本において切れ目ない支援体制を構築する必要があります。

ア 虐待を未然に防ぐための積極的なアプローチ

障害者虐待防止法の周知、障がい者の権利擁護の啓発、障がいや障がい者虐待に関する正しい理解の普及を図ることが必要です。

イ 虐待の早期発見・早期対応

早期に発見し障がい者や養護者等に対する支援を開始することが重要です。通報義務の周知のほか、国や地方公共団体のほか、保健・医療・福祉・労働等の関係者も虐待の早期発見に努めることとなっており、早期に対応できる仕組みを整えることが必要です。

ウ 障がい者の安全確保を最優先する

緊急的な事態や障がい者本人の自己決定が難しい場合もあり、障がい者の安全確保を最優先するためには、緊急保護を必要とする場合もあります。

エ 障がい者の自己決定の支援と養護者の支援

障がい者が本来持っている力を引き出す関わりを行い、障がい者の安全確保を最優先としつつ、養護者への支援についても意識することが必要です。

オ 関係機関の連携・協力による対応と体制

支援にあたってはさまざまな制度の活用や知識が必要となります。関係機関が連携し、障がい者や養護者の生活を支援できる体制を構築し、チームとして対応することが必要です。

（2）障がい者虐待の判断に当たってのポイント

虐待であるかどうかの判断に当たっては、以下のようなポイントに留意します。虐待かどうかの判断が難しい場合は、虐待でないことが確認できるまでは虐待事案として対応します。

ア 虐待をしているという「自覚」は問わない

自分の行為が虐待に当たると気付いていないや、不適切な行為が続けられている場合もあります。虐待している側の自覚は問いません。

イ 障がい者本人の「自覚」は問わない

自分のされていることが虐待だと認識できない場合があります。周囲がより積極的に介入しないと、虐待が長期化したり深刻化したりする危険があります。

ウ 親や家族の意向が障がい者本人のニーズと異なる場合がある

障がい者の家族への事実確認で「仕方がない」と虐待する側を擁護したり虐待の事実を否定したりすることがあります。客観的事実を確認して、障がい者本人の支援を中心と考える必要があります。

エ 虐待の判断はチームで行う

障がい者虐待の事案に対する判断は、担当者一人で行うこと避け組織的に行うことが必要です。緊急性の有無、事実確認の方法、援助の方向などについて組織的に判断していく必要があります。

3 障がい者虐待の防止等に対する各主体の責務等

障害者虐待防止法では、障がい者虐待の防止、障がい者虐待を受けた障がい者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を行うため、国及び地方公共団体、国民、障がい者の福祉に業務上又は職務上関係のある団体並びに障害者福祉施設従事者等に対する責務が規定されています。

(1) 国及び地方公共団体の責務

国及び地方公共団体は、障がい者虐待の防止、障がい者虐待を受けた障がい者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援等を行うための責務があります。

- ① 関係機関の連携強化、支援などの体制整備
- ② 人材の確保と資質向上のための研修等
- ③ 通報義務、救済制度に関する広報・啓発
- ④ 障がい者虐待の防止等に関する調査研究
- ⑤ 成年後見制度の利用の促進

(2) 国民の責務

国民は、障がい者虐待の防止等に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる施策に協力するよう努めなければならないとされています。

(3) 保健・医療・福祉等関係者の責務

保健・医療・福祉等以下に規定する関係者は、障がい者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障がい者虐待の早期発見に努めなければならないとされています。

さらに、以下の関係者については、それぞれの責務が規定されています。

関係者	具体的な内容
障害者福祉施設の設置者等	研修の実施、苦情処理体制の整備など
使用者	研修の実施、苦情処理の体制の整備など
学校の長	研修の実施、普及啓発、相談体制の整備、虐待に對処するための措置など
保育所等の長	研修の実施、普及啓発、相談体制の整備、虐待に對処するための措置など
医療機関の管理者	研修の実施、普及啓発、相談体制の整備、虐待に對処するための措置など

4 市の役割と責務

(1) 市の役割と責務

ア 養護者による障がい者虐待について

- ① 通報又は届出を受けた場合の速やかな障がい者の安全確認、通報等に係る事実確認、障がい者虐待対応協力者との対応に関する協議
- ② 身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法の規定による措置及びそのための居室の確保
- ③ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律又は知的障害者福祉法に規定する成年後見制度の利用開始に関する審査の請求
- ④ 立入調査の実施、立入調査の際の警察署長に対する援助要請
- ⑤ 身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法に規定する措置が採られた障がい者に対する養護者の面会の制限
- ⑥ 養護者に対する負担軽減のための相談、指導及び助言その他必要な措置並びに障がい者が短期間養護を受ける居室の確保
- ⑦ 関係機関、民間団体等との連携協力体制の整備

イ 障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待について

- ① 通報又は届出を受けた場合の事実確認等
- ② 通報又は届出を受けた場合の都道府県への報告
- ③ 障害者福祉施設又は障害福祉サービス事業等の適正な運営の確保に向けた社会福祉法及び障害者総合支援法等に規定する権限の行使

ウ 使用者による障がい者虐待について

通報又は届出を受けた場合の都道府県への通知

エ 恵庭市障がい者虐待防止センターの機能と周知

恵庭市では、次の機能を果たすために恵庭市障がい者虐待防止センターを設置します。

- ① 養護者、障害者福祉施設従事者等、使用者による障がい者虐待に関する通報又は届出の受理
- ② 養護者による障がい者虐待の防止及び養護者による障がい者虐待を受けた障がい者の保護のための相談、指導及び助言
- ③ 障がい者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報・啓発

恵庭市障がい者虐待防止センター

障害者の虐待や養護者の支援に関する相談、通報、お問い合わせは下記まで

【日中（8時45分～17時15分）】

恵庭市障がい者総合相談支援センターe-ふらっと

TEL 0123-33-8222／ FAX 0123-34-7744

恵庭市役所 障がい福祉課 TEL 0123-33-3131（内線1331）／ FAX 0123-32-1155

【休日・夜間（17時15分～翌朝8時45分）】

恵庭市障がい者総合相談支援センターe-ふらっと

TEL 0123-33-8222／ FAX 0123-34-7744

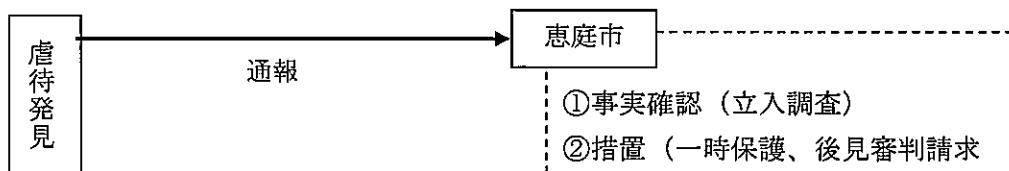
才 その他（財産上の被害防止等について）

- ① 養護者、親族又は障害者福祉施設従事者等及び使用者以外の第三者による財産上の不当取引の被害に関する相談の受付、関係部局・機関の紹介
- ③ 財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある障がい者に係る成年後見制度の利用開始に関する審判の請求

【参考】障がい者虐待防止等のスキーム

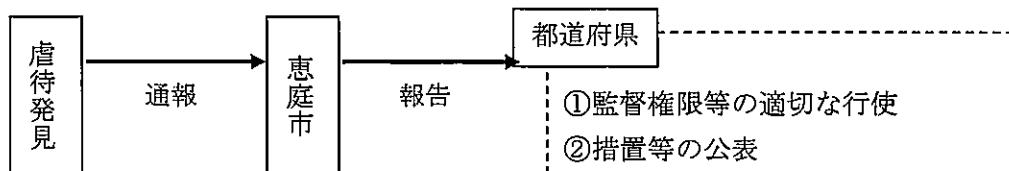
擁護者による障がい者虐待

[市の責務]相談等、居室確保、連携確保



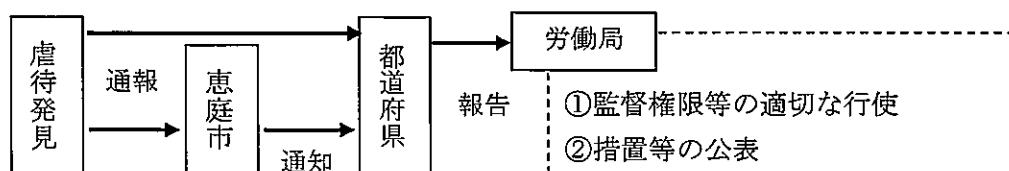
障害福祉施設従事者による障がい者虐待

[設置者等の責務]虐待防止等のための措置の実施



使用者による障がい者虐待

[事業主の責務]虐待防止等のための措置の実施



Ⅱ 養護者による障がい者虐待の防止と対応

(

(

(

(

1 障がい者虐待の防止に向けた取組み

虐待が発生してからの対応の前に虐待を未然に防ぐための取組みが重要です。

(1) 障がい者虐待に関する知識・理解の啓発

障害者虐待防止法の内容、障がい者の権利擁護、障がいや障がい者に関する理解、障がい者虐待に関する適切な知識、通報義務などについて、広報・啓発していきます。

(2) 虐待防止ネットワークの構築

虐待の防止や早期の対応等を図るために、市内の障がい福祉、保健、医療、教育、行政など関係機関で構成する「恵庭市障がい者地域自立支援協議会」において、情報交換や体制づくりの協議等を行い、地域の関係機関のネットワークの強化を図っていきます。

(3) 養護者支援による虐待の防止

在宅で養護者による虐待が起きる場合には、養護者自身が何らかの支援を必要としている場合も少なくありません。家庭全体の状況からその家庭が抱えている問題を理解し、障がい者や養護者・家族に対する支援を行っていきます。

2 障がい者虐待の早期発見に向けた取組み

障がい者虐待が発生した場合には、問題が深刻化する前に早期に発見し、支援につなげていくことが必要です。

(1) 通報義務の周知

障害者虐待防止法では、障がい者虐待の早期発見及び虐待を受けたと思われる障がい者を発見した者には通報義務が規定されています。これらについての普及啓発、通報義務の周知を図り、問題の早期発見、当事者が虐待について理解することや、障がい者本人が虐待被害を訴えることができるよう支援していきます。

(2) 早期発見に向けて

早期発見のためのチェックリストを活用するなど、虐待の芽に気が付くよう努めます。

【参考】 障がい者虐待発見チェックリスト

虐待していても本人にはその自覚のない場合や虐待されても障害者自らSOSを訴えないことがありますので、小さな兆候を見逃さないことが大切です。複数の項目に当てはまる場合は疑いがそれだけ濃いと判断できます。これらはあくまで例示なので、完全に当てはまらなくても虐待がないと即断すべきではありません。類似の「サイン」にも注意深く目を向ける必要があります。

<身体的虐待のサイン>

- 身体に小さな傷が頻繁にみられる
- 太もの内側や上腕部の内側、背中などに傷やみみずばれがみられる
- 回復状態がさまざまに違う傷、あざがある
- 頭、顔、頭皮などに傷がある
- お尻、手のひら、背中などに火傷や火傷の跡がある
- 急におびえたり、こわがったりする
- 「こわい」「嫌だ」と施設や職場へ行きたがらない
- 傷やあざの説明のつじつまが合わない
- 手をあげると、頭をかばうような格好をする
- おびえた表情をよくする、急に不安がる、震える
- 自分で頭をたたく、突然泣き出すことがよくある
- 医師や保健、福祉の担当者に相談するのを躊躇する
- 医師や保健、福祉の担当者に話す内容が変化し、つじつまが合わない

<性的虐待のサイン>

- 不自然な歩き方をする、座位を保つことが困難になる
- 肛門や性器からの出血、傷がみられる
- 性器の痛み、かゆみを訴える
- 急におびえたり、こわがったりする
- 周囲の人の体をさわるようになる
- 卑猥な言葉を発するようになる
- ひと目を避けたがる、一人で部屋にいたがるようになる
- 医師や保健、福祉の担当者に相談するのを躊躇する
- 眠れない、不規則な睡眠、夢にうなされる
- 性器を自分でよくいじるようになる

<心理的虐待のサイン>

- かきむしり、かみつきなど、攻撃的な態度がみられる
- 不規則な睡眠、夢にうなされる、眠ることへの恐怖、過度の睡眠などがみられる
- 身体を萎縮させる
- おびえる、わめく、泣く、叫ぶなどパニック症状を起こす
- 食欲の変化が激しい、摂食障害（過食、拒食）がみられる
- 自傷行為がみられる
- 無力感、あきらめ、なげやりな様子になる、顔の表情がなくなる
- 体重が不自然に増えたり、減ったりする

<放棄・放任のサイン>

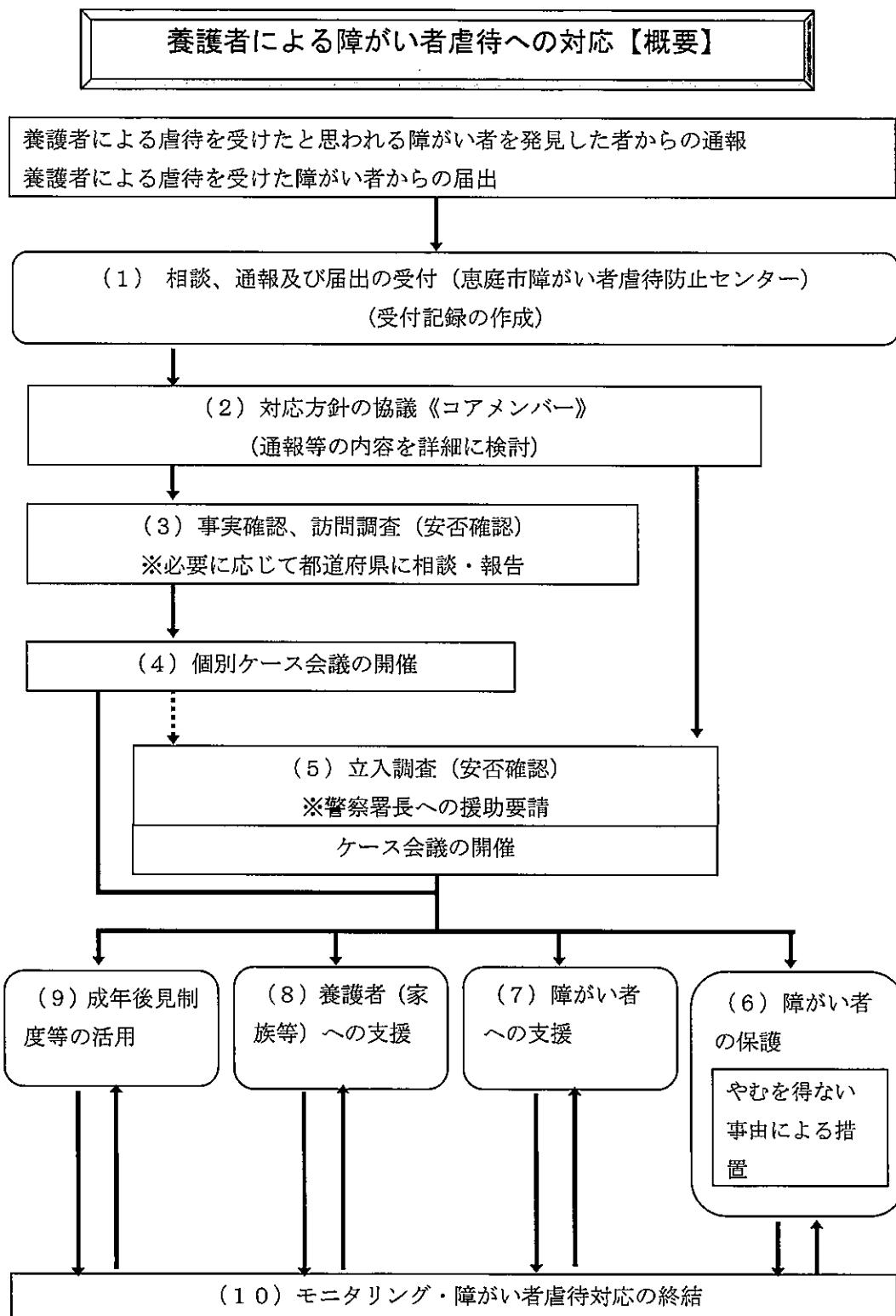
- 身体から異臭、汚れがひどい髪、爪が伸びて汚い、皮膚の潰瘍
- 部屋から異臭がする、極度に乱雑、ベタベタした感じ、ゴミを放置している
- ずっと同じ服を着ている、汚れたままのシーツ、濡れたままの下着
- 体重が増えない、お菓子しか食べていない、よそではガツガツ食べる
- 過度に空腹を訴える、栄養失調が見て取れる
- 病気やけがをしても家族が受診を拒否、受診を勧めても行った気配がない
- 学校や職場に出てこない
- 支援者に会いたがらない、話したがらない

<経済的虐待のサイン>

- 働いて賃金を得ているなのに貧しい身なりでお金を使っている様子がみられない
- 日常生活に必要な金銭を渡されていない
- 年金や賃金がどう管理されているのか本人が知らない
- サービスの利用料や生活費の支払いができない
- 資産の保有状況と生活状況との落差が激しい
- 親が本人の年金を管理し遊興費や生活費に使っているように思える

※「障害者虐待防止マニュアル」（NPO法人PandA-J）を参考に作成

3 養護者による障がい者虐待が発生した場合の対応



(1) 相談、通報及び届出の受付

ア 相談、通報及び届出の受付時の対応

以下の項目及び内容について、必要となる情報を可能な限り具体的に聞き取り、次ページの「相談・通報・届出受付票」を作成し、整理します。

項目	内容
① 虐待の状況	・虐待の種類・程度、具体的な状況、経過 ・緊急性の有無
② 障がい者の状況	・障がい者本人の氏名、居所、連絡先、心身の状況、意思表示能力
③ 虐待者と家族の状況	・虐待者の状況、虐待者と障がい者の関係、その他の家族関係
④ 障害福祉サービス等の利用状況や関係者の有無	・障害福祉サービス等の利用の有無、家族に関わりのある関係者の有無
⑤ 通報者の情報	・氏名、連絡先、障がい者・養護者との関係等

イ 警察からの通報

警察が障がい者虐待事案を認知した場合には、市に通知されます。

ウ 個人情報の保護

相談や通報、届出などの中には個人情報が含まれ、個人情報保護法では、目的外利用や第三者提供が制限されています。しかし、障がい者虐待事案への対応では、当該障がい者や養護者等に関する情報は第三者提供の制限の例外となる場合もあります。

障害者虐待防止法においては、通報又は届出を受けた市職員等は、通報者や届出者を特定する情報について守秘義務が課されています。

■個人情報の保護に関する法律

(利用目的による制限)

第16条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2 (略)

3 前2項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三・四 (略)

(第三者提供の制限)

第23条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一～四 (第16条第3項各号と同じ)

相談・通報・届出受付票

相談年月日	年 月 日 時 分～ 時 分		対応者：		所属機関：
相談者 (通報者)	氏名		受付方法	<input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 来所 <input type="checkbox"/> その他 ()	
	住所または 所属機関名		電話番号		
	本人との 関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 家族親族(同居・別居) 続柄： <input type="checkbox"/> 近隣住民・知人 <input type="checkbox"/> 民生・児童委員			
		<input type="checkbox"/> 相談支援事業所 <input type="checkbox"/> 障害福祉サービス事業所 <input type="checkbox"/> 教育機関 <input type="checkbox"/> 職場 <input type="checkbox"/> 医療機関 <input type="checkbox"/> 警察 <input type="checkbox"/> その他 ()			

【本人の状況】

氏名	性別	生年月日	年 月 日	年齢	歳		
現住所			住民票登録住所	<input type="checkbox"/> 同左	<input type="checkbox"/> 異		
	電話：		その他の連絡先：	(続柄：)			
居所	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 病院 ()	<input type="checkbox"/> 施設 ()	<input type="checkbox"/> その他 ()				
程度区分	<input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 区分 ()	<input type="checkbox"/> 申請中 (月 日)	<input type="checkbox"/> 未申請	<input type="checkbox"/> 申請予定			
利用 サービス	障害福祉サービス	<input type="checkbox"/> 有 ()	<input type="checkbox"/> 無				
	その他のサービス	<input type="checkbox"/> 有 ()	<input type="checkbox"/> 無	相談支援事業所			
主障がい	<input type="checkbox"/> 身体障がい ()	<input type="checkbox"/> 知的障がい ()	<input type="checkbox"/> 精神障がい ()	<input type="checkbox"/> その他 ()			
障害手帳	<input type="checkbox"/> 有 (種別： 等級：) <input type="checkbox"/> 無	その他特記事項：					
経済状況				生活保護受給	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	

【本人の意向など】 ※生活暦、キーパーソン、関係機関など分かる範囲で書き込む

--	--	--	--	--	--	--

【世帯状況】

家族状況	
------	--

【養護者の状況】

氏名					
続柄	<input type="checkbox"/> 親 ()	<input type="checkbox"/> きょうだい ()			
	<input type="checkbox"/> 子 ()	<input type="checkbox"/> 子の配偶者 ()			
	<input type="checkbox"/> その他 ()				
連絡先					
	電話番号			職業	
その他の特記事項					

【主訴・相談の概要】

相談内容					
虐待の可能性	<input type="checkbox"/> 身体的虐待 <input type="checkbox"/> 性的虐待 <input type="checkbox"/> 心理的虐待 <input type="checkbox"/> 介護・世話の放棄・放任 <input type="checkbox"/> 経済的虐待				
情報源	相談者(通報・届出者)は <input type="checkbox"/> 実際に目撃した <input type="checkbox"/> 怒鳴り声や泣き声、物音等を聞いて推測した <input type="checkbox"/> 本人から聞いた <input type="checkbox"/> 関係者()から聞いた				

【今後の対応】

<input type="checkbox"/> 相談終了： <input type="checkbox"/> 聞き取りのみ <input type="checkbox"/> 情報提供・助言 <input type="checkbox"/> 他機関への取次・斡旋(機関名：) <input type="checkbox"/> その他()					
<input type="checkbox"/> 相談継続： <input type="checkbox"/> 相談支援事業所等による継続相談(内容：) <input type="checkbox"/> 障がい者虐待 <input type="checkbox"/> その他()					
備考()					

(2) コアメンバーによる対応方針の協議

ア 初動対応の決定

相談・通報・届出を受けたときには、直ちに虐待の疑いがあるかどうか及び緊急対応が必要な場合であるかどうかについて、受付者個人ではなく組織的に行います。

コアメンバー	恵庭市保健福祉部障がい福祉課（課長及び担当職員） 恵庭市保健福祉部保健課（主幹及び担当職員） 恵庭市保健福祉部子ども未来室子ども家庭課（主幹及び担当職員） 恵庭市障がい者総合相談支援センターe-ふらっと（委託）
--------	--

○ 時間外の対応の体制整備	・ 休日・夜間の通報先は、恵庭市障がい者総合相談支援センターe-ふらっととします。通報等を受けたセンター職員（受付者）は速やかに障がい福祉課担当職員へ連絡します。 ・ 連絡を受けた障がい福祉課担当職員は管理職等へ報告し、時間外に緊急対応、当面の対応方針など初動対応を決定します。
○ 通報者への報告	・ 通報者が、障がい者や養護者・家族等に継続して関わる可能性がある場合には、関わり方などについて伝えます。

イ 初動対応のための緊急性の判断について

受付記録の作成後、場合によっては形式的な受付記録の作成に先立ち、直ちに相談等の受付者が担当部局の管理職等に相談し、判断を行います。

① 緊急性の判断の際に留意すべき事項

過去の通報や支援内容、虐待の状況や障がい者の生命や身体への危険性に留意し、養護者支援の視点も意識しつつ、障がい者の安全確保を最優先に検討します。

【参考】 緊急性が高いと判断できる状況例

○ 生命が危ぶまれるような状況が確認される、もしくは予測される
・ 骨折、頭蓋内出血、重症のやけどなどの深刻な身体的外傷
・ 極端な栄養不良、脱水症状
・ 「うめき声が聞こえる」などの深刻な状況が予測される情報
・ 器物（刃物、食器など）を使った暴力の実施もしくは脅しがあり、エスカレートすると生命の危険性が予測される
○ 障がい者本人が保護を求めている
・ 障がい者本人が明確に保護を求めている

② 緊急性の判断後の対応

○ 緊急性があると判断したとき

・ 早急に介入する必要があることから、措置を含めた保護方法を検討します。

○ 緊急性はないと判断したとき

・ その後の調査方針と担当者、調査項目と情報収集対象等を決定し分担します。

○ 共通

・ 決定した内容は会議録に記録し、速やかに責任者の確認を受け保存します。

(3) 事実確認及び訪問調査

ア 事実確認の必要性

障がい者虐待に関する相談・通報・届出がなされた場合、庁内関係部署、相談支援専門員や障害福祉サービス事業所、民生児童委員などからも情報収集し、速やかにその内容に関する事実の確認を行い、障がい者や養護者等の家族状況を把握します。

イ 事実確認で把握・確認すべき事項

重要な情報については、できるだけ複数の関係者から情報を得るように努め、直接に見聞きしたのか、伝聞なのか、誰が何と言ったのかなどを確認します。

項目	内容
① 虐待の状況	・虐待の種類・程度、具体的な状況、経過
② 障がい者の状況	・安全確認・・・障がい者の心身の状況を確認するため、面会又はその他の方法で確認する。 ・身体状況・・・傷害部位及びその状況を記録する。 ・精神状態・・・精神的な影響が表情や行動に表れるなど、障がい者の様子を記録する。 ・生活環境・・・障がい者が生活している居室等の生活環境を記録する。
③ 虐待者と家族の状況	・人間関係・・・障がい者と養護者・家族等の関わり方等 ・養護者や同居人に関する情報
④ 障害福祉サービス等の利用状況や関係者の有無	・障害福祉サービス等の利用の有無、家族に関わりのある関係者の有無

ウ 関係機関からの情報収集

庁内他部局、民生児童委員や障害福祉サービス事業者などから、情報を収集します。

(ア) 収集する情報の種類等

関係機関からは、援助や介入の必要性を判断するために必要な範囲で情報収集します。

関係機関から収集する情報の種類等の例

- ・家族全員の住民票（同居家族構成の把握）
- ・戸籍謄本（家族の法的関係や転居歴等）
- ・生活保護受給の有無（受給していれば、福祉事務所を通じて詳しい生活歴を把握）
- ・障害福祉サービス等を利用している場合は、担当相談支援専門員や利用している障害福祉サービス事業所などからの情報
- ・医療機関、警察、民生児童委員からの情報

(イ) 情報収集する際の留意事項

- ・障がい者虐待に関する個人情報については、個人情報保護法の第三者提供の制限の例外規定に該当すると解釈できる旨の説明をします。

エ 訪問調査

障がい者の自宅を訪問して、障がい者の安全確認や、養護者や家族等の状況を把握します。面接調査は、障がい者や養護者・家族等、知人などの協力を得ながら行います。

(訪問調査を行う際の留意事項)

項目	内容
① 信頼関係の構築を念頭に	訪問調査は虐待を受けている障がい者とともに養護者・家族等を支援するために行うものであることを説明し、理解を得るように努めます。
② 複数の職員による訪問	客観性を高めるため、原則として2人以上の職員で訪問するようにします。
③ 医療職等の立ち会い	障がい者本人への医療の必要性が疑われる場合には、的確に判断でき迅速な対応がとれるよう、医療職等の立ち会いも検討します。
④ 障がい者、養護者等への十分な説明	<ul style="list-style-type: none">・職務について・・・ 担当職員の職務と守秘義務に関する説明・調査事項について・・・ 調査する内容と必要性に関する説明・障がい者の権利について・・・ 障がい者の尊厳の保持は基本的人権であり、障害者基本法や障害者総合支援法、障害者虐待防止法などで保障されていること、それを擁護するために市がとり得る措置に関する説明
⑤ 障がい者や養護者の権利、プライバシーへの配慮	<ul style="list-style-type: none">障がい者や養護者の権利やプライバシーを侵すことがないように配慮します。・身体状況の確認時・・・ 性的虐待や衣服を脱いで確認する場合は同性職員が対応する。・養護者への聞き取り・・・ 第三者のいる場所では行わない・訪問調査→措置入所時・・・ 養護者不在時に訪問調査や障がい者の保護を行った場合は、訪問調査や保護の事実と法的根拠、趣旨、連絡先等を明記した文書を置いておく。
⑥ 柔軟な調査技法の実施	養護者自身が援助を求めている場合には受容的な態度で、一方、虐待が重篤で再発の危険性が高い場合には、虐待行為に対して毅然とした態度をとるなど、状況を判断し、柔軟に対応する。
⑦ 調査の継続性の確保	調査及び障がい者の安全や事実確認後も、障がい者や養護者を取り巻く環境変化を注視し、定期的に訪問して状況を確認するなど、継続的にアセスメントを実施する。

事実確認と情報収集のポイント

- ① 原則として自宅を訪問する
 - ・一方的に虐待者を悪と決めつけず、先入観を持たないで対応する。
 - ・本人と虐待者は別々に対応する。（できれば、本人と虐待者の担当者は分け、チームで対応する。他に全体をマネジメントする人も必要。）
 - ・事案によっては、健康相談など別の理由による訪問とすることを検討する。
 - ・虐待者に虐待を疑っていることがわからないよう対応する。
- ※ 虐待通報を受けての通報であることを明示する方が良い場合もあります。
 - ・プライバシー保護について説明する。
- ② 収集した情報に基づいて確認を行う
 - ・介護者の介護負担をねぎらいながら、問題と一緒に解決することを伝えながら情報収集に努める。
 - ・関係者から広く情報を収集する。（家の状況、居室内の状況、本人の様子など）
- ③ 解決すべきことは何かを本人や虐待者の状況から判断する
 - ・緊急分離か見守りか
 - ・一時分離かサービス提供、家族支援か。
 - ・介護負担軽減を図るプランを提案する。
 - ・病院か施設か。
 - ・自分の価値観で判断せず、組織的に判断しましょう。

※「障害者虐待防止マニュアル」（NPO 法人PandA・J）を参考に作成

才 介入拒否がある場合の対応

調査や支援に対して拒否的な態度をとる養護者等に対しては、抵抗感の少ない方法を優先的に検討する一方で、障がい者の生命や身体に関する危険性が認められる場合には、立入調査をの実施なども視野に入れながら、様々な関係者との連携協力のもとで対処する必要があります。

(ア) 関わりのある機関からのアプローチ

障がい者が障害福祉サービス等を利用している場合には、養護者に対して介護負担を軽減するためにショートステイ等の障害福祉サービスが利用できるなどの情報を伝え、介護負担に対する理解を示すことで、抵抗感を減らすことができると考えられます。

(イ) 医療機関への一時入院

障がい者に外傷や疾病があるなど体力の低下などが疑われる場合には、医師や医療機関に協力を仰いで検査入院等の措置を取り、その後の対応を検討することが必要なときもあります。

(ウ) 親族、知人、地域の関係者からのアプローチ

養護者と面識のある親族や知人、地域関係者などがいる場合には、障がい者や養護者等の状況確認や市障がい者虐待防止センター等へのつなぎに協力していただくなどの方法も考えられます。

(4) 個別ケース会議による援助方針の決定

障がい者本人や養護者の状況確認後、個別ケース会議を開催し、市障がい者虐待対応協力者と事案に対する協議を行い、援助方針や支援者の役割について決定します。

ア 個別ケース会議の開催

個別の虐待事案に対する援助方針、援助内容、各機関の役割、主担当者、連絡体制等について協議を行います。個別ケース会議の参加メンバーは、コアメンバー、事案対応メンバー、専門家チームのうちから、事案に応じて構成されます。

個別ケース会議のメンバー構成

コアメンバー	恵庭市保健福祉部障がい福祉課（課長及び担当職員） 恵庭市保健福祉部保健課（主幹及び担当職員） 恵庭市保健福祉部子ども未来室子ども家庭課（主幹及び担当職員） 恵庭市障がい者総合相談支援センターe-ふらっと（委託）
事案対応メンバー	恵庭市消防署 恵庭市障がい者地域自立支援協議会 恵庭市社会福祉協議会 恵庭市町内会連合会 恵庭市民生児童委員連絡協議会 恵庭消費者協会 石狩振興局保管環境部社会福祉課 石狩振興局保健環境部千歳地域保健室 ハローワーク千歳
専門家チーム	千歳警察署、恵庭交番 恵庭市医師会 札幌弁護士会 札幌人権擁護委員協議会

個別ケース会議の実施に当たっては、次の業務が必要となります。

- 事案対応メンバー、専門家チームへの参加要請
 - 事案のアセスメント
 - 援助方針の協議
 - 支援内容の協議
 - 関係機関の役割の明確化
 - 主担当者の決定
 - 連絡体制の確認
 - 会議録、支援計画の作成、確認
- } 参加メンバーによる協議

イ 支援の必要度の判断

「障がい者虐待リスクアセスメント・チェックシート」を作成し、個別ケース会議によるチームアセスメントを行い、支援の必要度の判断や立入調査の検討などを行います。

ウ 個人情報の取扱い

個人情報保護法における守秘義務が解除の例外規定を確認し、障害福祉サービス事業所との間において調整しながら、必要最小限の情報共有について配慮します。

障がい者虐待リスクアセスメント・チェックシート

氏名	担当者・機関	評定年月日	年	月	日	
I. 虐待の程度（「状況」欄：該当する…○、疑い…△、不明…?）						
I-1 現在の虐待の状況 状況 特記事項						
最 重 度	身体的虐待	身体的虐待 身体のいざれかの部位に、入院を必要とする外傷・骨折・火傷がある				
		健康に有害な食物や薬物を与えられている				
		本人の自殺企図				
		一家心中（未遂を含む）				
		四六時中、ベッドや部屋に拘束・監禁されている				
		法定の労働安全・衛生の遵守されていない職場で働くされている				
	ネグレクト	脱水・栄養不足による衰弱がある				
		潰瘍や褥瘡が悪化している				
		口腔内の出血・腫れ				
		治療中の服用薬を飲んでいない、飲ませてもらえない				
		生命にかかる医療拒否がある（宗教やオカルトを理由とする場合を含む）				
		ライフラインがすべて止まっている				
	性的虐待	わいせつな行為を強要されている				
		性風俗業で働くことを強要されている				
		性感染症に罹患している				
経済的虐待	本人名義の預貯金・資産が家族・他者に不當に流用・処分されている					
	悪徳商法の業者に多額の金銭を巻き上げられている					
	最低賃金以下で働くされている					
重 度	身体的虐待	身体的虐待 身体のいざれかの部位に、通院を必要とする外傷・骨折・火傷がある				
		外出・通信が著しく制限されている				
	ネグレクト	ネグレクト 著しい体重の増減がある				
		偏食・不衛生・不眠によって健康に明らかな問題がある				
		家族と同居しているが、実質的な世話・介護者はいない				
		必要な福祉サービスを受けることができない				
		必要な医療を受けることができない				
		医療機関の指示と異なる服薬調整が行われている				
		本人が家出・徘徊をしても放置するか、無関心である				
	心理的虐待	家族の自殺企図				
		家族や身近な人から本人の意向にそぐわない宗教・オカルトを強要される				
	性的虐待	性的ないやがらせ、はずかしみを受けている				
		障がいを理由に、他者が交際する異性との関係を引き裂く				
	経済的虐待	本人名義の預貯金・資産が本人の了解なく家族・他者に管理されている				
		遺産相続等で差別的な扱いを受けている				
悪徳商法の業者に接近されている						
中 度	身体的虐待	通院を必要とするほどではないが、治療の必要な外傷・火傷がある				
		繰り返し傷・あざがある				
		外出・通信が自由にできない、行事への参加を制限されている				
	ネグレクト	健康問題につながる可能性のある偏食や不衛生等、衣食住の不適切さがある				
	必要な医療を受けることを制限されることがある					

程度	心理的虐待	必要な福祉サービスの利用を制限されることがある		
		本人がしばしば欠席・欠勤していても連絡をしてこないか、無関心である		
		無視・暴言・乱暴な扱い・締め出し・懲罰的な扱いによって情緒的問題が出ている		
		必要な医療・福祉サービスの内容を周囲が勝手に決める		
	性的虐待	養護者から強い拒否感の訴えがある		
		性的虐待 障がいを理由に、他者から異性との交際を禁じられている		
	経済的虐待	他者から御視や不自然なアプローチを受けている（関係妄想と区別する）		
		経済的虐待 「小遣いがあまりもらえない」と訴える		
		周囲の人間からお金をたかれている		
重度	身体的虐待	治療の必要はない程度の外傷がある		
		養護者から暴力を振るってしまうとの訴えがある		
	ネグレクト	健康問題がただちに生じるほどではないが、衣食住の不適切さがある		
		本人・周囲ともに必要な医療や福祉サービスの内容を考えることができない		
	心理的虐待	無視・暴言・乱暴な扱い・締め出し・懲罰的な扱いを受けている		
		家族の間にけんかや争いごとがしばしば起きる		
		養護者から拒否感の訴えがある		
I-2 過去の不適切な状況			状況	特記事項
重度	虐待による入院歴、分離保護歴がある（子ども期を含む）			
	DVによる入院歴、分離保護歴がある			
	子ども期からずっと必要な支援を受けていない			
	性的虐待を被った経験がある			
	性風俗業で働いた経験がある			
中度	虐待による通院歴がある			
	不安定な性的交友関係の継続的経験がある			
	本人以外の家族に、DVや虐待による入院歴、分離保護歴がある			
軽度	虐待の通告歴がある			
	本人以外の家族に、DVや虐待による通院歴がある			
I-3 本人と虐待者の距離・パワーバランス			状況	特記事項
本人と虐待者は同居	虐待者は一人（身近に虐待を抑止できる人が：いる いない）			
	虐待者は複数（身近に虐待を抑止できる人が：いる いない）			
本人と虐待者は日中のほとんどを共有	虐待者は一人（身近に虐待を抑止できる人が：いる いない）			
	虐待者は複数（身近に虐待を抑止できる人が：いる いない）			
虐待者とはたまに会う関係	虐待者は一人（身近に虐待を抑止できる人が：いる いない）			
	虐待者は複数（身近に虐待を抑止できる人が：いる いない）			

各項目に現れない特記事項

I-1 現在の虐待の状況	最重度	重度	中度	軽度	問題なし	不明
I-2 過去の不適切な状況		重度	中度	軽度	問題なし	不明
I-3 距離・パワーバランス	虐待は抑止できない	工夫次第で抑止可能		虐待は抑止できている		不明
I. 虐待の程度	最重度	重度	中度	軽度	問題なし	不明

II. 本人の状況（「状況」欄：該当する…○、疑い…△、不明…？）			
II-1 現在の状況 該当する項目に○、疑いのある項目に△、（ ）内は具体的補足			状況
身体状況	低体重 肥満 栄養不良 衰弱		
	外傷 火傷 痘（部位：）		
	虫歯 口腔内疾患		
	褥瘡 皮膚疾患		
	性感染症		
	その他の疾患		
生活状況	不潔 异臭 口臭 髪のべたつき ふけ あかぎれ しもやけ		
	大食い 盜み食い 偏食		
	睡眠リズムの乱れ 不眠 睡眠不足		
情緒	攻撃的 衝動的 怒り 亂暴（他者に 動物に）		
	怯え（顔色をうかがう 人を恐れる 視線をそらす おどおどする）		
	抑うつ（表情が乏しい マスクをかぶったような笑い）		
	とじこもり ひきこもり		
	べたべた甘える (家 職場 施設 その他) のことを話したがらな		
アディクション (嗜癖・依存)	アルコール 麻薬・覚せい剤 その他の薬物		
	ギャンブル 買い物 异性関係		
反社会的・脱社会的行動	希死念慮 自殺企図		
	家出の訴え 家出企図 徘徊		
	万引き 窃盗		
	不純異性交遊		
社会生活上の問題	通勤・通所の不安定（欠勤・欠席 遅刻 早退）		
	孤立（家 職場 施設等 その他）		
II-2 リスク要因 該当する項目は○、疑いのある項目は△、（ ）内は具体的補足			
主たる障がい以外の病歴	疾病名（・歳頃）		
	疾病名（・歳頃）		
	疾病名（・歳頃）		
現在の養護者との別居歴（）			
現在の配偶者との別居歴（）			

各項目に現れない特記事項				
評定				
II-1 現在の状況	重度	中度	軽度	問題なし 不明
II-2 リスク要因	重度	中度	軽度	問題なし 不明
II. 本人の状況	最重度	重度	中度	軽度 問題なし 不明

III. 虐待者の状況（「状況」欄：該当する…○、疑い…△、不明…?）				
III-1 現在の状況 該当する項目に○、疑いのある項目に△、（）内は具体的補足			状況	特記事項
疾患・障がいの有無	認知症 足腰の弱り			
	精神疾患・精神障がい（）			
	身体障がい 知的障がい 発達障がい			
	その他の疾患（）			
情緒・性格	攻撃的・暴力的・威圧的言動			
	衝動的 感情の高ぶりを抑制できない			
	強迫的・束縛的言動（○○しなさい、○○でなければならない）			
	認知の歪み（自分勝手な受けとめ方・思いこみ・自分の考えへの強い			
	共感性の欠如（相手の気持ちや立場を理解できない）			
アディクション (嗜癖・依存)	アルコール 麻薬・覚せい剤 その他の薬物			
	ギャンブル 買い物 异性関係			
反社会的・脱社会的行動	希死念慮 自殺企図			
	家出企図 徘徊			
	万引き 窃盗			
	福祉サービスの利用・介入に拒否的である			
本人との親密さ・関係性	拒否（嫌悪する 排除する 厄介者扱い 他の者との差別）			
	諦観（本人のことを腐れ縁、自立できない人間とあきらめている）			
	無関心（注意を向かない）			
	支配・執着（思いどおりにコントロールしようとする）			
	過度の要求（強迫的な課題・役割の押しつけ）			
	依存（ひたすら本人のために献身していないと不安になる）			
虐待の認識	否定（していない、知らない、本人の不注意・責任だと言い張る）			
	正当化（行為の事実は認めるが、しつけであると本人の問題を指摘す			
同居者・同僚・身近な人の態度	同調（虐待行為を容認し加担する）			
	黙認（虐待行為を知っているが、止めさせようとしない）			
	観客（虐待行為を容認し、面白そうに見ている）			
	回避（虐待行為の事実そのものに気づかないふりをする）			
III-2 リスク要因 該当する項目は○、疑いのある項目は△、（）内は具体的補足				
被虐待・被DV歴	誰から（・歳頃）			
	誰から（・歳頃）			
虐待・DV歴	誰に（・歳頃）			
	誰に（・歳頃）			

各項目に現れない特記事項	
評定	
III-1 現在の状況	重度 中度 軽度 問題なし 不明
III-2	重度 中度 軽度 問題なし 不明
III. 虐待者の状況	重度 中度 軽度 問題なし 不明

IV. 家族の状況（「状況」欄：該当する…○、疑い…△、不明…？）				
IV-1 現在の状況 該当する項目に○、疑いのある項目に△、（ ）内は具体的補足			状況	特記事項
家族関係	高い感情表出を伴う関係 ・批判的・干渉的コメントが多い ・けんか腰や敵意ある相互の言動が目立つ ・大きな感情のもつれ・感情の巻き込みが多い			
	束縛的なルールの強制 ・外出・通信の制限 ・柔軟性と合理性にかける家庭内役割の強制			
	ひとり親家庭			
	内縁者の同居・出入り			
経済的問題	失業中（求職中 就職をあきらめている 求職の意志はない）			
	不安定就労（不定期就労 日々雇用 休職中）			
	多額の負債			
	光熱水費・電話代・家賃の滞納			
	本人の障害年金が家族の生計費に重みをもっている			
生活環境	準要保護 生活保護（申請中 受給中）			
	不衛生（異臭、室内にゴミ散乱）			
	家事が実質的に営まれていない（食事、洗濯、入浴、掃除）			
関係機関の受け入れ	拒否・抵抗（接触を拒む、電話・訪問に応じない、根深い不信）			
	接触困難（連絡が取れない、応答がない）			
	社会的孤立（近隣や友人、当事者組織との交流がない）			
関係改善の媒介者	本人と虐待者との関係改善を媒介できる第三者の存在（あり： ）			

各項目に現れない特記事項				
評定				
IV. 虐待者の状況	重度	中度	軽度	問題なし 不明

評定シート

氏名		評定協議した機関・チーム	
評定日	年 月 日		

※評定は単独の支援者によるものではなく、虐待対応チームまたは支援機関等が組織的に協議して実施すること

A. 事実確認の経過記録					
	実施年月日	実施機関	担当者氏名(必ず複数)		方法
最初の安全確認	年 月 日				
事実確認 ①	年 月 日				
事実確認 ②	年 月 日				
事実確認 ③	年 月 日				

B. 最終評定						
I. 虐待の状況	最重度	重度	中度	軽度	問題なし	不明
II. 本人の状況		重度	中度	軽度	問題なし	不明
III. 虐待者の状況		重度	中度	軽度	問題なし	不明
IV. 家族の状況		重度	中度	軽度	問題なし	不明
介入の緊急性	非常に高い (取り急ぎ介入)	やや高い (落ち着いて介入)	状況の推移次第 (様子を見て介入)	やや低い (あまり介入の必要はない)	低い (介入は不要)	
支援の必要度	本人	非常に高い (全面的な多くの支援)	やや高い (多くの支援)	ターゲットを絞った支援の必要 (部分的でインテンシブな支援)	通常の支援 (通常支援の範囲内)	
	家族 ()	非常に高い (全面的な多くの支援)	やや高い (多くの支援)	ターゲットを絞った支援の必要 (部分的でインテンシブな支援)	通常の支援 (通常支援の範囲内)	

C. 支援の利用状況	

D. 虐待対応チーム	
ケースマネジメント機関	
現在の虐待対応チームの構成	
新たに加えるべき機関	

E. 当面する支援の重要課題		
順位	支援課題	対応方法
1		
2		
3		

(5) 立入調査

ア 立入調査の法的根拠

障害者虐待防止法においては、障がい者虐待により障がい者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められるときは、市長は、担当部局の職員に、虐待を受けている障がい者の住所や居所に立ち入り、必要な調査や質問をさせることができます。

市長は、立入調査の際には障がい者の生命又は身体の安全確保に万全を期する観点から、必要に応じて適切に、障がい者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めなければなりません。

イ 立入調査の要否の判断

当事者から情報が取れない場合であっても、関係者へのアプローチなどで必要な情報が取れると判断したときは、その方法を優先します。しかし、それらの方法でコンタクトする手立てがなく、かつ障がい者の安否が気遣われるようなときには、立入調査権の発動を検討する必要があります。その際、タイミングや状況、関係者の協力などを総合的に勘案して決定することが必要となります。決定に当たっては、担当部署の管理職が出席している会議で検討するとともに、正式な決裁を経ることが必要です。

立入調査が必要と認められる状況は、緊急性や重大性があるとともに、養護者の協力が得られない場合です。その例を以下に示します。

立入調査が必要と判断される状況の例

- 障がい者の姿が長期にわたって確認できず、また養護者が訪問に応じないなど、接近する手がかりを得ることが困難と判断されたとき。
- 障がい者が居所内において物理的、強制的に拘束されていると判断されるような事態があるとき。
- 何らかの団体や組織、あるいは個人が、障がい者の福祉に反するような状況下で障がい者を生活させたり、管理していると判断されるとき。
- 過去に虐待歴や援助の経過があるなど、虐待の蓋然性が高いにもかかわらず、養護者が訪問者に障がい者を会わせないなど非協力的な態度に終始しているとき。
- 障がい者の不自然な姿、けが、栄養不良、うめき声、泣き声などが目撲されたり、確認されているにもかかわらず、養護者が他者の関わりに拒否的で接触そのものができないとき。
- 入院や医療的な措置が必要な障がい者を養護者が無理やり連れ帰り、屋内に引きこもっているようなとき。
- 入所施設などから無理やり引き取られ、養護者による加害や障がい者の安全が懸念されるようなとき。
- 養護者の言動や精神状態が不安定で、一緒にいる障がい者の安否が懸念されるような事態にあるとき。
- 家族全体が閉鎖的、孤立的な生活状況にあり、障がい者の生活実態の把握が必要と判断されるようなとき。
- その他、虐待の蓋然性が高いと判断されたり、障がい者の権利や福祉上問題があると推定されるにもかかわらず、養護者が拒否的で実態の把握や障がい者の保護が困難であるとき。

ウ 立入調査の実施体制

① 立入調査の執行にあたる職員

予測される事態に備え、市担当部署の複数の職員を選任します。

② 警察その他関係機関との連携

障がい者の生命又は身体の安全の確保及び養護者から物理的な抵抗備えて、必要に応じ適切に、警察に援助を求めることがあります。

また、養護者に精神的な疾患が疑われる場合は、保健所や保健センター及び医師との連携が必要となります。

エ 立入調査の実施方法の検討

立入調査の要否や方法、警察等関係機関への援助依頼のタイミングや内容など個々の事案の入念に検討し、関係者の協議に基づく判断を行った上で、あらかじめ立入調査を執行するための準備を綿密に行います。立入調査の執行について、養護者等に事前に知らせる必要はありません。

オ 立入調査の留意事項

① 立入調査を行う職員は、身分証明書を携帯し、請求があるときには提示します。

② 立入調査は、法律に基づいた行政行為であることを説明し、冷静な対応を心がけます。立入調査の目的や確認したい事項、立入調査の理由などについて誠意を持って説明し、安心感を与えることが必要です。

③ 保護の判断と実行

障がい者の身体的な外傷、健康状態、養護者等に対する態度、脅えなど、同行の医療職による診断的チェック、障がい者からの意見聴取、障がい者の居室内の様子などについて観察し、障がい者本人の同意を得た上で写真などに記録しておきます。

これらの状況を総合的に判断して、障がい者の生命や身体に関わる危険が大きいときには、緊急入院や身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法による措置を通じて、緊急に障がい者と養護者を分離しなければならないことを伝え、養護者の意思に反する場合であっても実行に踏み切ることが必要です。

④ 緊急の障がい者と養護者の分離が必要でないと判断されたとき

養護者へのフォローを十分に行うことが必要です。必要に応じて、その後も継続的に関わりを持ち、相談や支援につなげていきます。

カ 調査記録の作成と関係書類等の整備

① 立入調査執行後は、調査記録を作成します。

② 関係書類は、障がい者の外傷の状況記録や、医師の診断書、調査に同行した関係者による記録などの入手、保存に努め、調査記録と共に整備しておきます。

番号
平成 年 月 日

障がい者虐待事案に係る援助依頼書

○ ○ 警察署長様

恵庭市長 原田 裕印

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第12条第1項及び					
依頼事項	日 時	年 月 日 時 分～ 時 分			
	場 所				
	援助方法	<input type="checkbox"/> 調査の立会い <input type="checkbox"/> 周辺での待機 <input type="checkbox"/> その他 ()			
障害者	障がいの内容				
	(ふりがな) 氏 名	<input type="checkbox"/> 男 · <input type="checkbox"/> 女			
	生年月日	年 月 日生 (歳)			
	住 所	<input type="checkbox"/> 上記援助依頼場所に同じ <input type="checkbox"/> その他 ()			
	電 話	() - 番			
養護者等	職 業 等				
	(ふりがな) 氏 名	<input type="checkbox"/> 男 · <input type="checkbox"/> 女			
	生年月日	年 月 日生 (歳)			
	住 所	<input type="checkbox"/> 上記援助依頼場所に同じ <input type="checkbox"/> その他 ()			
	電 話	() - 番			
虐待の状況	職 業 等				
	障がい者との関係	<input type="checkbox"/> 親 <input type="checkbox"/> 祖父母 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 子の配偶者 <input type="checkbox"/> 兄弟姉妹 <input type="checkbox"/> その他親族 () <input type="checkbox"/> その他 ()			
	行為類型	<input type="checkbox"/> 身体的虐待 <input type="checkbox"/> 性的虐待 <input type="checkbox"/> 心理的虐待 <input type="checkbox"/> 放棄・放置 <input type="checkbox"/> 経済的虐待			
虐待の内容					
障がい者の生命又は身体に重大な危険が生じていると認める理由					
警察の援助を必要とする理由					
担当者・連絡先	所属・役職	氏名			
	電話 () - 番 内線				
	携帯電話 - - 番				

(6) 障がい者の保護（積極的な介入の必要性が高い場合の対応）

個別ケース会議において、生命や身体に関わる危険性が高く、放置しておくと重大な結果を招くことが予測されると判断された場合には、速やかに市担当部局や関係機関に連絡するとともに、医療機関や必要が認められるときには警察への通報も行います。

ア 障がい者の保護（養護者との分離）

障がい者の生命や身体の危険性、重大な結果を招く危険性、他の方法では虐待の軽減が期待できない場合などには、障がい者を養護者等から分離する手段を検討します。

項目	内容
① 迅速な対応	事案によっては可能な限り速やかに障がい者の保護・分離をすることが必要な場合もあり、そのような場合には直ちに対応することが必要です。
② 保護・分離の要否の判断	相談、通報等への対応や事実確認調査の一連の流れの中で、担当者個人ではなく、個別ケース会議等を通じ、関連機関・関係者との協議を行うなど、できる限り客観的で慎重に、市として判断します。
③ 保護・分離の手段	契約による障害福祉サービスの利用、やむを得ない事由等による措置、医療機関への一時入院、市独自事業による一時保護などの方法が考えます。

イ やむを得ない事由による措置

(ア) やむを得ない事由による措置を行う場合

障害者虐待防止法により、障がい者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる場合には、身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法に基づき市長による「やむを得ない事由による措置」を講じます。

(イ) 虐待を受けた障がい者の措置のために必要な居室の確保

養護者による虐待を受けた障がい者について、身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法の規定による措置を行うために必要な居室を確保します。

(ウ) 面会の制限

① 面会要望に対する基本的な対応

虐待を行っていた養護者から障がい者への面会申し出があった場合には、ケース会議等において協議して面会の可否に関する判断を行います。面会できると判断された場合であっても、施設職員や市職員が同席するなど、状況に応じて対応します。

② 施設側の対応について

「やむを得ない措置」の継続中は、市と障害者支援施設等とは定期的に協議を行い、障がい者や養護者の状況と面会希望時の対応を確認しておきます。

(I) 措置後の対応

やむを得ない事由による措置入所は、支援過程の一つであり、経済状態や親族等の協力度合いを把握しながら、障がい者が安心して生活を送れるための支援に努めます。

養護者に対して、相談機関の紹介などの支援を行うことが必要となる場合もあります。

(II) 措置の解除

項目	内容
① 自立した生活に移行する場合	保護によって障がい者が落ち着き、養護者の元に戻るより独立した生活の方が良いと判断される場合です。
② 家庭へ戻る場合	関係機関の支援によって養護者や家族の状況が改善し、障がい者が家庭で生活することが可能と判断される場合です。
③ 障害福祉サービスの申請や契約が可能になり、契約入所になる場合	障がい者が落ち着き、自ら障害福祉サービス利用契約が可能になった場合や、後見人等が選任されたことによって障害福祉サービス利用契約が可能になった場合です。

(7) 障がい者への支援

個別ケース会議の結果、積極的な介入の必要性が高くない場合においても、虐待状況や要因、障がい者本人や養護者等の状況等に基づき、適切な障害福祉サービスの導入を検討します。医療機関の紹介、生活保護の検討、就労関係機関と連携を図るなど、包括的に障がい者を支援します。

(8) 養護者（家族等）への支援

ア 養護者（家族等）支援の意義

障がい者に重度の障がいがあったり、養護者の介護疲れ、家族間の人間関係など、障がい者虐待に関わる要因を分析し、下記の視点による検討を行いながら、養護者及び家族に対して適切に支援していきます。

養護者に対する支援に必要な視点

視点	内容
① 養護者との間に信頼関係を確立する	養護者等との信頼関係を確立するために、必要に応じ障がい者の保護等と養護者への支援を行う職員を分けて対応します。
② 家族関係の回復・生活の安定	援助開始後も継続的に関わり、障がい者や養護者・家族の状況を再評価し、家族関係の回復や生活の安定につなげていきます。
③ 養護者の介護負担・介護ストレスの軽減を図る、ねぎらう	介護負担が虐待の要因と考えられる場合には、障害福祉サービス等の利用勧奨や、介護知識や介護技術に関する情報提供など、養護者等の介護負担軽減を図るようにします。
④ 養護者への専門的な支援	養護者自身が支援を必要としているにもかかわらず、十分な支援や治療を受けられていなかったり、経済的な問題を抱えていて債務整理が必要な場合などは、専門機関からの支援を導入します。

イ 養護者支援のためのショートステイ居室の確保

項目	内容
① 法的根拠、居室の確保策	障害者虐待防止法により、市は、養護者の心身の状態から緊急の必要があると認める場合に障がい者を短期間施設に入所させ、養護者の負担軽減を図るため、必要となる居室を確保するための措置を講じます。
② 継続的な関わり	支援担当者は障がい者本人と養護者等と定期的に関わりを持ち、必要に応じ適切な相談、助言等の支援を行います。

(9) 成年後見制度等の活用

虐待を受けている障がい者の権利を擁護する方法として、成年後見制度の活用も含めた検討を行う必要があります。

成年後見制度は、判断能力の不十分な者を保護し支援するために有効です。市では、成年後見制度や成年後見制度利用支援事業の周知を行い、知的障がい者又は精神障がい者に対し、積極的に成年後見制度につなげていきます。また、必要に応じ精神保健及び精神障害者福祉に関する法律又は知的障害者福祉法の規定による成年後見制度の利用開始の審判請求について検討します。

【参考1】 成年後見制度

成年後見制度は、判断能力の不十分な成人者（認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者等）を保護するための制度です。平成12年4月から、高齢社会への対応及び知的障がい者・精神障がい者等の福祉の充実の観点から、自己決定の尊重、ノーマライゼーション等の新しい理念と従来の本人の保護の理念との調和を旨として、新たな制度に改正されました。

○ 法定後見制度

家庭裁判所が成年後見人等を選任する制度です。判断能力の程度に応じて補助、保佐、後見があり、その対象は次のようにになっています。

「補助」：精神上の障がい（認知症・知的障がい・精神障がいなど）により判断能力が不十分な人

「保佐」：精神上の障がいにより判断能力が著しく不十分な人

「後見」：精神上の障がいにより常に判断能力を欠く状態にある人

これらの類型に応じてそれぞれ保護する人を補助人、保佐人、後見人とし、利用者の申立により家庭裁判所が選任するものです。成年後見人等は、親族のほか、弁護士、司法書士、社会福祉士などから選任されます。

具体的に本人を保護する方法としては、法的な権限として①同意権・取消権（後見人の同意なしに行った本人の法律行為を取消（無効）にする権限）と②代理権（後見人等が本人に代わって法律行為を行う権限）が後見人等に与えられています。

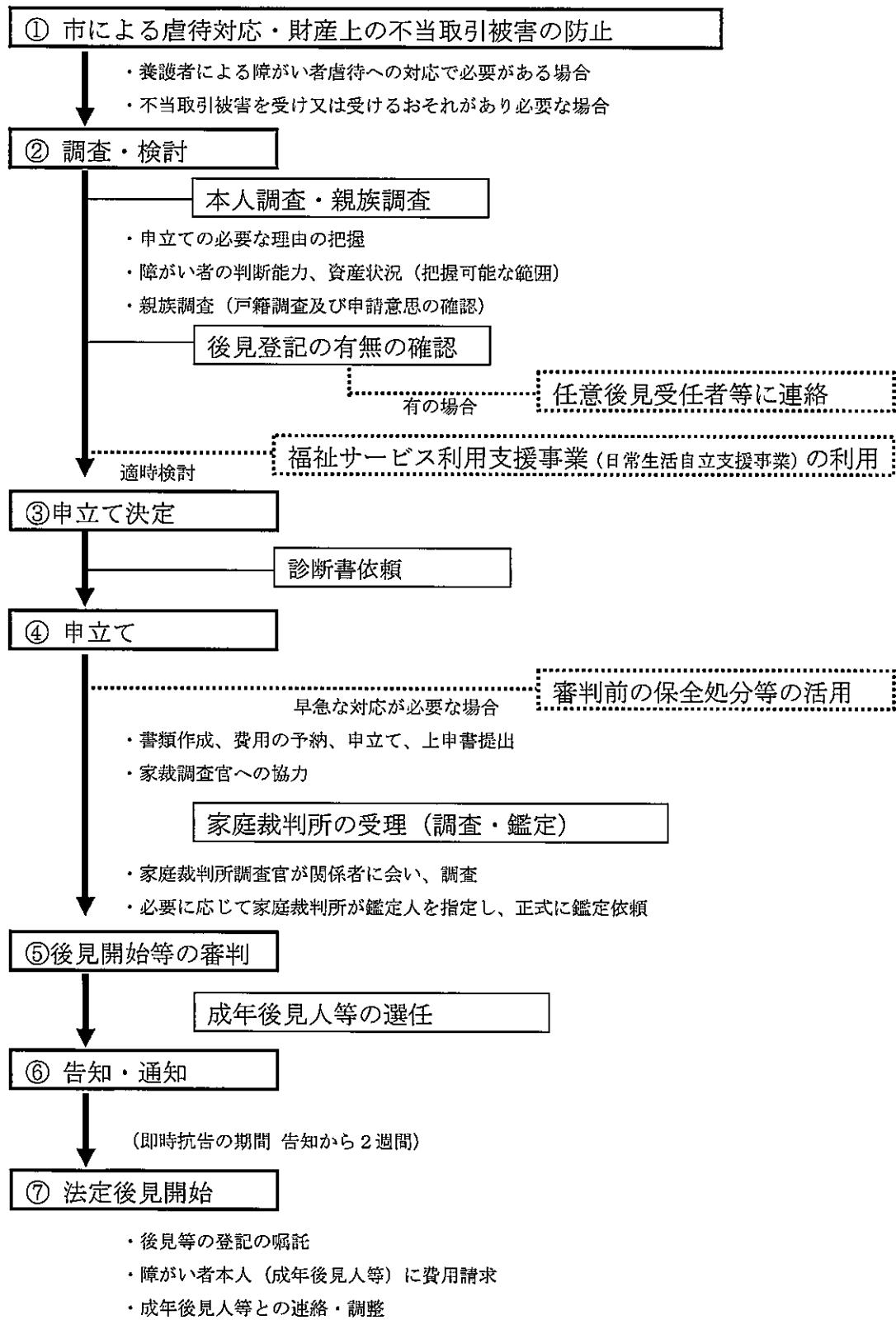
○ 任意後見制度

あらかじめ任意後見人を選任し、高齢者などの判断能力が不十分になった場合に、あらかじめ締結した契約（任意後見契約）にしたがって保護するものです。

任意後見契約では、代理人である任意後見人となるべき者や、その権限の内容が定められます。

※ 虐待に関する事案では、任意後見制度を利用する場合は、少ないとと思われます。

< 市長申立てフローチャート >



※ 「家庭内における高齢者虐待防止マニュアル」（平成17年3月）、石川県健康福祉部を参考に作成

(10) モニタリング・虐待対応の終結

ア 定期的なモニタリング

障がい者と養護者等の状況を確認・再評価しながら相談に応じ、必要に応じて新たな支援を検討します。

イ 関係機関との連携による対応

モニタリングは、関係機関による役割分担や連絡体制等を明確にし、定期的に情報交換や意見交換等を行いながら相互に協力連携し、複数の目によって行います。

ウ 再アセスメント・対応方針の修正

障がい者や養護者等の状況が変化し、対応方針の変更が必要な場合には、個別ケース会議を開催して、援助内容を検討し、再アセスメント、対応方針の修正を行います。

エ 虐待対応の終結

虐待行為そのものの解消、虐待の発生要因が除去されたと思われた時点で状況を整理して会議に諮り、組織的に虐待対応の終結を決定します。

4 財産上の不当取引による被害の防止

(1) 被害相談、消費生活関係部署・機関の紹介

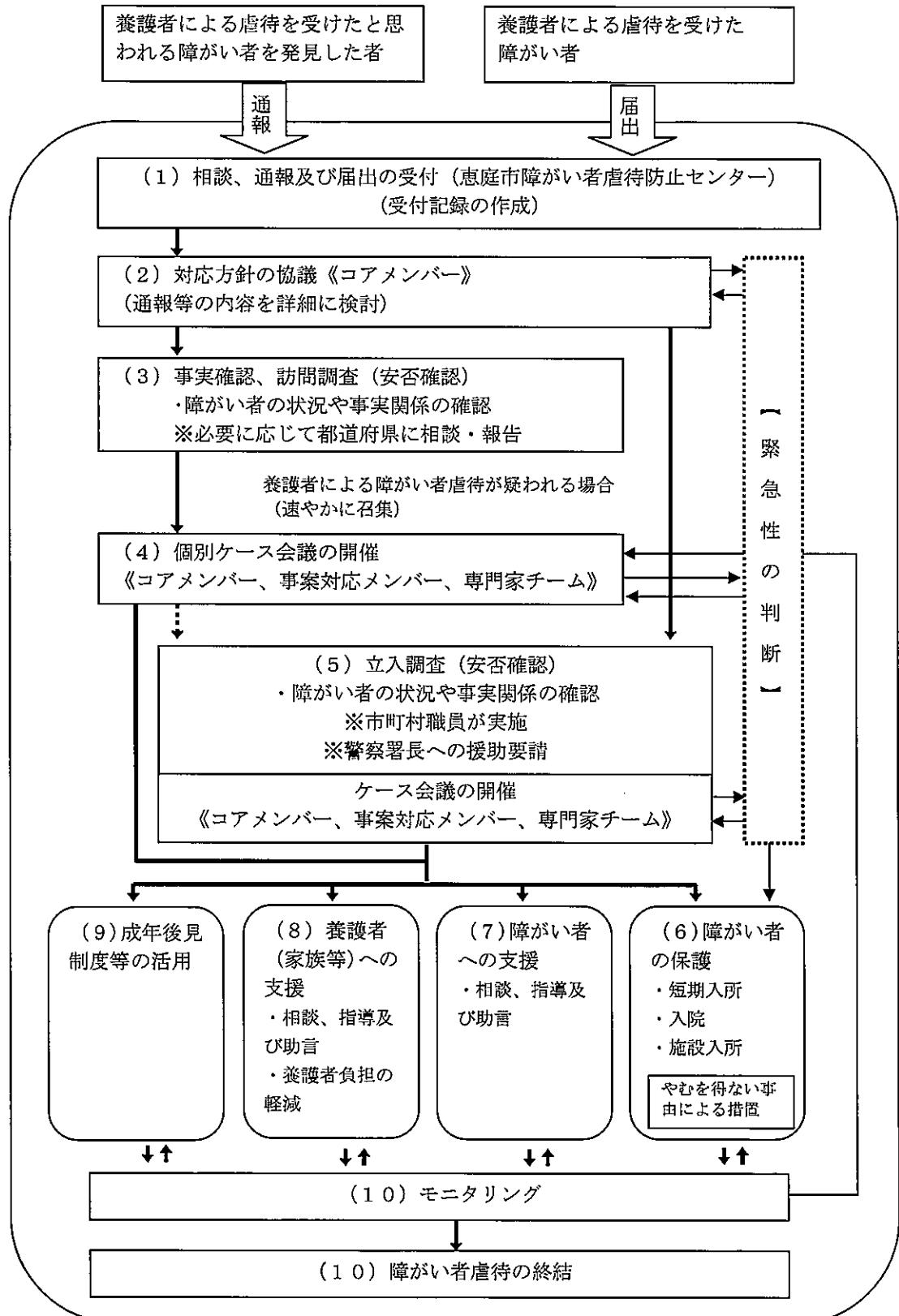
障害者虐待防止法では、市は、養護者や障がい者の親族、障害者福祉施設従事者等以外の第三者によって引き起こされた財産上の不当取引による被害について、相談に応じ、若しくは消費生活業務の関連機関を紹介することとなっています。

市は消費生活センター等との情報交換や、民生児童委員、相談支援専門員等に対する情報提供、財産上の不当取引による障がい者の被害に関する相談窓口の周知など、関連機関等との連携協力体制の構築を図ります。

(2) 成年後見制度の活用

経済的虐待と同様の行為が認められる場合には、日常生活自立支援事業や成年後見制度の活用も含めた対応が必要となります。市長申立も活用しながら、支援を行っていきます。

養護者による障がい者虐待が発生した場合の対応



III 障害者福祉施設従事者等による
障がい者虐待の防止と対応

(

(

1 定義・概略

障害者福祉施設従事者等による虐待として、障害福祉サービス事業、相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センター、福祉ホーム等に従事する者による虐待が規定されています。

2 障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待の防止

(1) 管理職・職員の研修、資質向上

障害福祉サービス事業所等においては、定期的に障がい者虐待や支援技術向上に関する研修を実施するとともに、各種研修会に職員を参加させる等により職員の資質の向上に努めることが必要です。

(2) 個別支援の推進

利用している障がい者一人ひとりが、尊厳を保ちながら自分らしく生活できる環境をつくることが障害者福祉施設従事者等には求められています。利用者一人ひとりに対して、個別的な支援を日々実践することが、虐待を防止することにつながります。

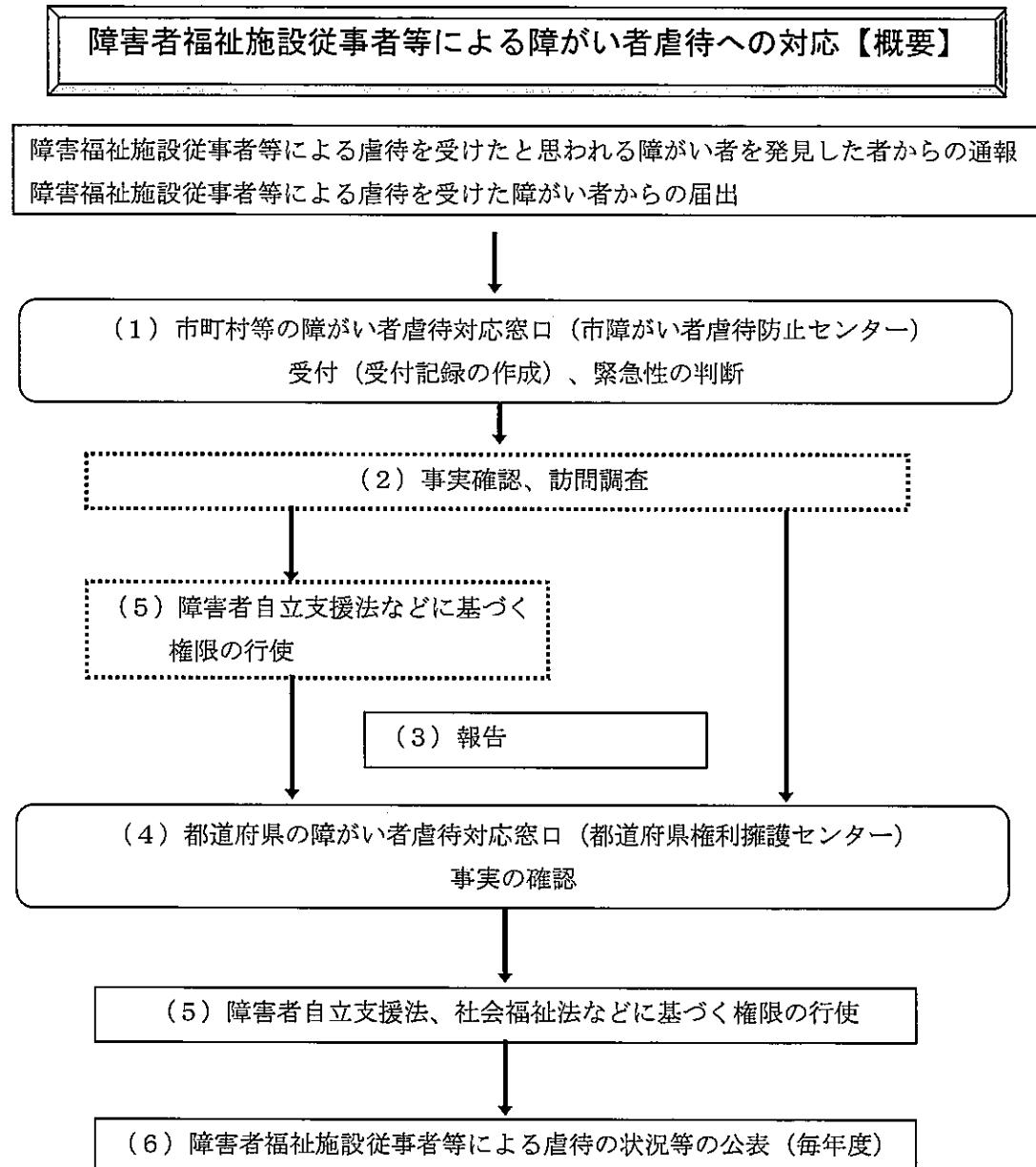
(3) 開かれた施設運営の推進

地域住民やボランティアなど多くの人が施設に関わることによる職員意識の高揚や、サービス評価の導入を検討するなど、地域に開かれた施設運営をしていくことが重要です。

(4) 実効性のある苦情処理体制の構築

障害者虐待防止法では、障害福祉サービス事業所等に対してサービスを利用している障がい者やその家族からの苦情を処理する体制を整備すること等により虐待の防止等の措置を講ずることが規定されています。

3 相談・通報・届出への対応



(1) 通報等の受付

ア 通報等の対象

障害者虐待防止法では、障害者福祉施設従事者等による虐待を受けたと思われる障がい者を発見した者に対し、市への通報義務が規定されています。また、虐待を受けた障がい者は市に届け出ることができます。

イ 施設等の所在地と支給決定を行った市町村が異なる場合

障がい者が入所している障がい者支援施設の所在地と当該支給決定を行った市町村が異なる場合、通報者への聞き取りなどの初期対応は通報等を受けた市町村が行います。その上で、支給決定を行った市町村が異なる場合は、速やかに支給決定を行った市町村に引き継ぎます。その後の対応等については、障害者福祉施設等の指定や法人の許認可を行った都道府県等と協力して行うことになります。

ウ 通報等の受付時の対応

障害者福祉施設従事者等による虐待に関する通報等は、サービス内容に対する苦情や、虚偽の通報、過失事故なども考えられます。通報等を受けた市職員は、まず通報者から発見した状況等について詳細に説明を受け、それが障害者施設従事者等による障害者虐待に該当するかどうか判断できる材料となるように情報を整理します。

相談や通報、届出などの中には個人情報が含まれ、個人情報保護法では、目的外利用や第三者提供が制限されています。しかし、障がい者虐待事案への対応では、当該障がい者や養護者等に関する情報は第三者提供の制限の例外となる場合もあります。

エ 通報等による不利益取扱いの禁止

障害者虐待防止法では、

- ① 刑法の秘密漏示罪その他の守秘義務に関する法律の規定は、障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待の通報を妨げるものと解釈してはならないこと
 - ② 障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待の通報等を行った従業者等は、通報等をしたことを理由に、解雇その他不利益な取扱いを受けないこと。
- が規定されています。

オ コアメンバーによる対応方針の協議

相談・通報・届出を受けたときには、直ちに相談等の受付者が担当部局の管理職等に相談し、初動対応のための必要性についての判断を行います。

(2) 市による事実の確認

通報等を受けた市は、通報等内容の事実確認や障がい者の安全確認を行います。この際、事実確認の調査は、通報等がなされた障害者福祉施設従事者等の勤務する障害福祉サービス事業所等、虐待を受けたと思われる障がい者に対して実施します。必要に応じて、都道府県と共同で事実確認を行うことも検討します。

ア 調査項目

(ア) 障がい者本人への調査項目例

項目	内容
① 虐待の状況	・虐待の種類・程度、具体的な状況、経過
② 障がい者の状況	・安全確認・・・障がい者の心身の状況を確認するため、面会又はその他の方法で確認する。 ・身体状況・・・傷害部位及びその状況を記録する。 ・精神状態・・・精神的な影響が表情や行動に表れるなど、障がい者の様子を記録する。 ・生活環境・・・障がい者が生活している居室等の生活環境を記録する。
③ 障害福祉サービス等の利用状況や関係者の有無	
⑤ 障がい者の生活状況 等	

(イ) 障害福祉サービス事業所等への調査項目例

- ① 当該障がい者に対するサービス提供状況
- ② 虐待を行った疑いのある職員の勤務状況等
- ③ 通報等の内容に係る事実確認、状況の説明
- ④ 職員の勤務体制
- ⑤ その他必要事項 等

イ 調査を行う際の留意事項

項目	内容
① 複数の職員による訪問	客観性を高めるため、原則として2人以上の職員で訪問するようにします。
② 医療職等の立ち会い	障がい者本人への医療の必要性が疑われる場合には、的確に判断でき迅速な対応がとれるよう、医療職等の立ち会いも検討します。
④ 障がい者、障害福祉サービス事業所等への十分な説明	・訪問の目的について ・職務について・・・ 担当職員の職務と守秘義務に関する説明

	<ul style="list-style-type: none"> ・調査事項について・・・ 　　調査する内容と必要性に関する説明 ・障がい者の権利について・・・ 　　障がい者の尊厳の保持は基本的人権であり、障害者基本法や障害者総合支援法、障害者虐待防止法などで保障されていること、それを擁護するために市がとり得る措置に関する説明
⑤ 障がい者や養護者の権利、プライバシーへの配慮	障がい者や養護者の権利やプライバシーを侵すことがないように配慮します。

ウ 調査報告の作成

調査後、調査報告書を作成して管理職の確認をとります。障がい者虐待の疑いが認められない事案に対しては、適切な対応窓口につなぎ、通報等への対応を終了します。

エ 個別ケース会議の開催による援助方針の決定

調査の結果、障がい者虐待が疑われる場合には、個別ケース会議を開催して事例検討、虐待の事実確認を行います。障がい者虐待の事実が確認できた場合には、障がい者本人や障害福祉サービス事業所等への対応方針等を協議します。

(3) 市から都道府県への報告

市は、虐待の事実確認ができた事案について都道府県に報告します。

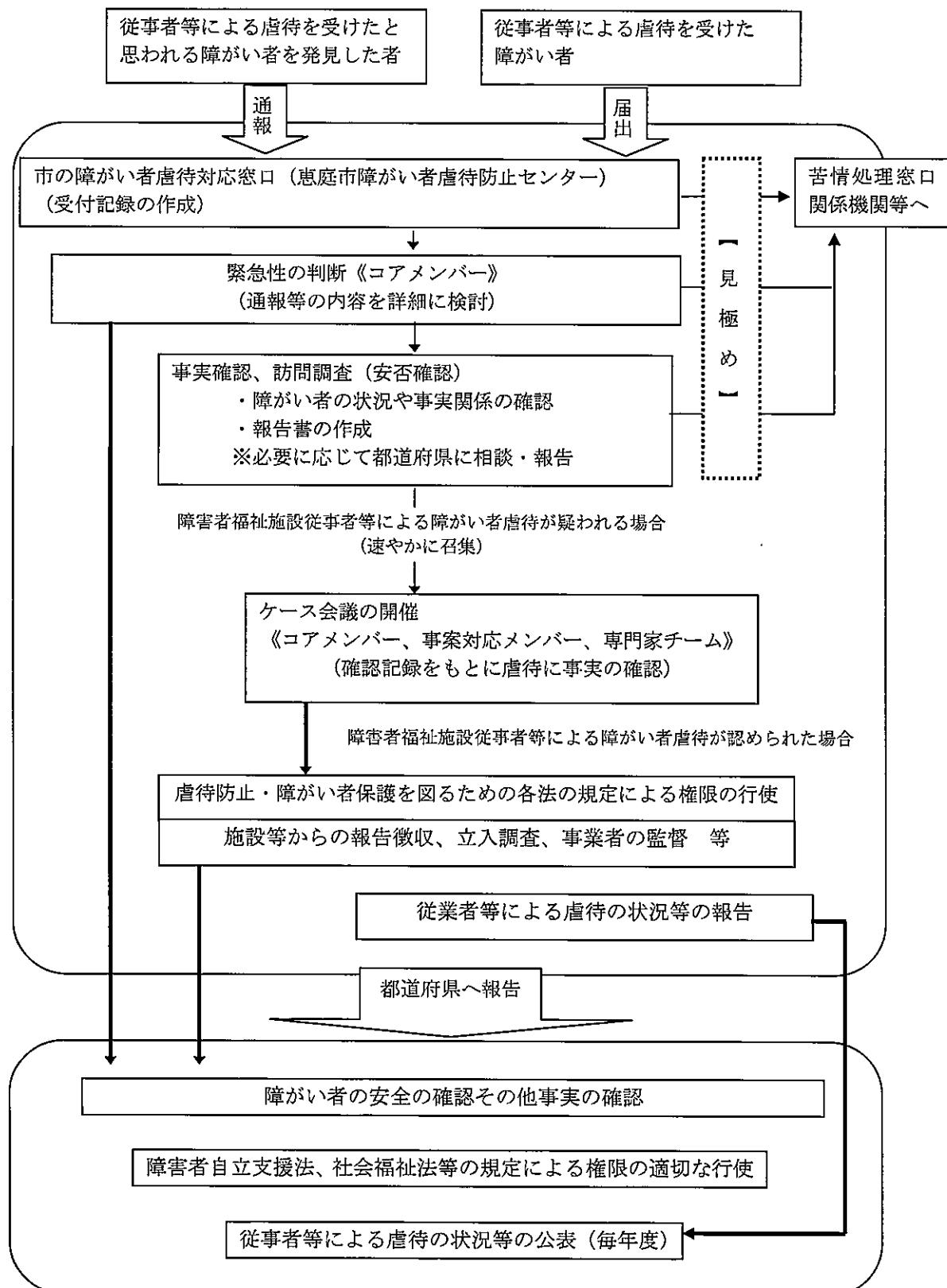
ただし、事業所等が調査に協力しない場合等、都道府県と共同で調査を行う場合には、及び悪質なケース等で、都道府県による迅速な権限発動が求められる場合には、速やかに都道府県へ報告します。

また、

都道府県に報告すべき事項

- 1 障害者福祉施設等の名称、所在地及び種別
- 2 虐待を受けた又は受けたと思われる障がい者の氏名、性別、年齢、障害の種類及び障害程度区分その他の心身の状況
- 3 虐待の種別、内容及び発生要因
- 4 虐待を行った障害者福祉施設従事者等の氏名、生年月日及び職種
- 5 市町村が行った対応
- 6 虐待が行われた障害者福祉施設等において改善措置が採られている場合にはその内容

障害者施設従事者等による障がい者虐待への対応



障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待について（報告）

本件は、当市町村において事実確認を行った事案

- 障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待の事実が認められた事案である。
 - 特に、下記の理由により、悪質なケースと判断したため、都道府県の迅速な対応を行う必要がある事案である。
- 更に都道府県と共同して事実の確認を行う必要がある事案である。

(注) 不明の項目については記載しなくてもよい。

1 障害者福祉施設等の名称、所在地及びサービス種別

・名 称 :		
・サービス種別 :	(事業者番号 :)	
・所 在 地 :	TEL	FAX

2 障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待を受けた又は受けたと思われる障がい者の性別、年齢及び障害種別その他の心身の状況

性 別	男 ・ 女	年 齡	
障がいの種類	身体障がい 知的障がい 精神障がい その他 ()		
(程度区分)	障害程度区分 非該当	1 2 3 4 5 6	不明等
心身の状況			

3 虐待の種別、内容及び発生要因

虐待の種別	身体的虐待 性的虐待 心理的虐待 放棄・放任 経済的虐待 その他 ()
虐待の内容	
発生要因	

4 虐待を行った障害者福祉施設従事者等の氏名、生年月日及び職種

氏名(※)		生年月日(※)	
-------	--	---------	--

(資格を有する者についてはその資格及び職名を、その他の者については職名及び職務内容を記載すること)

5 市が行った対応

- 施設等に対する指導
- 施設等からの改善計画の提出依頼
- 虐待を行った障害者福祉施設従事者への注意・指導
- その他（具体的に記載すること）

6 虐待を行った障害者福祉施設等において改善措置が行われている場合にはその内容

- 施設等からの改善計画の提出
- その他（具体的に記載すること）

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第17条の規定に基づき、上記の通り報告する。

平成 年 月 日

○○○ 都道府県（担当課名）

恵庭市長 原田 裕印

(4) 都道府県による事実の確認

市からの報告を受けた都道府県は、支給決定を行った市町村と協力するなどして事実確認のための調査を実施します。

(5) 社会福祉法及び障害者総合支援法の規定による権限の行使

障害者福祉施設等から報告徴収を受けて事実を確認し、虐待が認められた場合には、市町村又は都道府県は指導を行い、また、指導に従わない場合には、障害者総合支援法等の権限を適切に行使することにより、障がい者の保護を図ります。

(6) 障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待の状況の公表

都道府県知事は、毎年度、市・都道府県が事実確認を行った結果、実際に障がい者虐待が行われていたと認められた障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待の状況などについて、公表することとされています。

(

(

IV 使用者による障がい者虐待の防止と対応

(

(

(

(

1 定義・概略

使用者による障がい者虐待として、障がい者を雇用する事業主、事業の経営担当者等による虐待が規定されています。使用者が直接に虐待をした場合だけでなく、他の労働者による虐待などを放置している場合も使用者の虐待に当たります。使用者による障がい者虐待については、年齢に関わらず障害者虐待防止法が適用されます。

2 使用者による障がい者虐待の防止

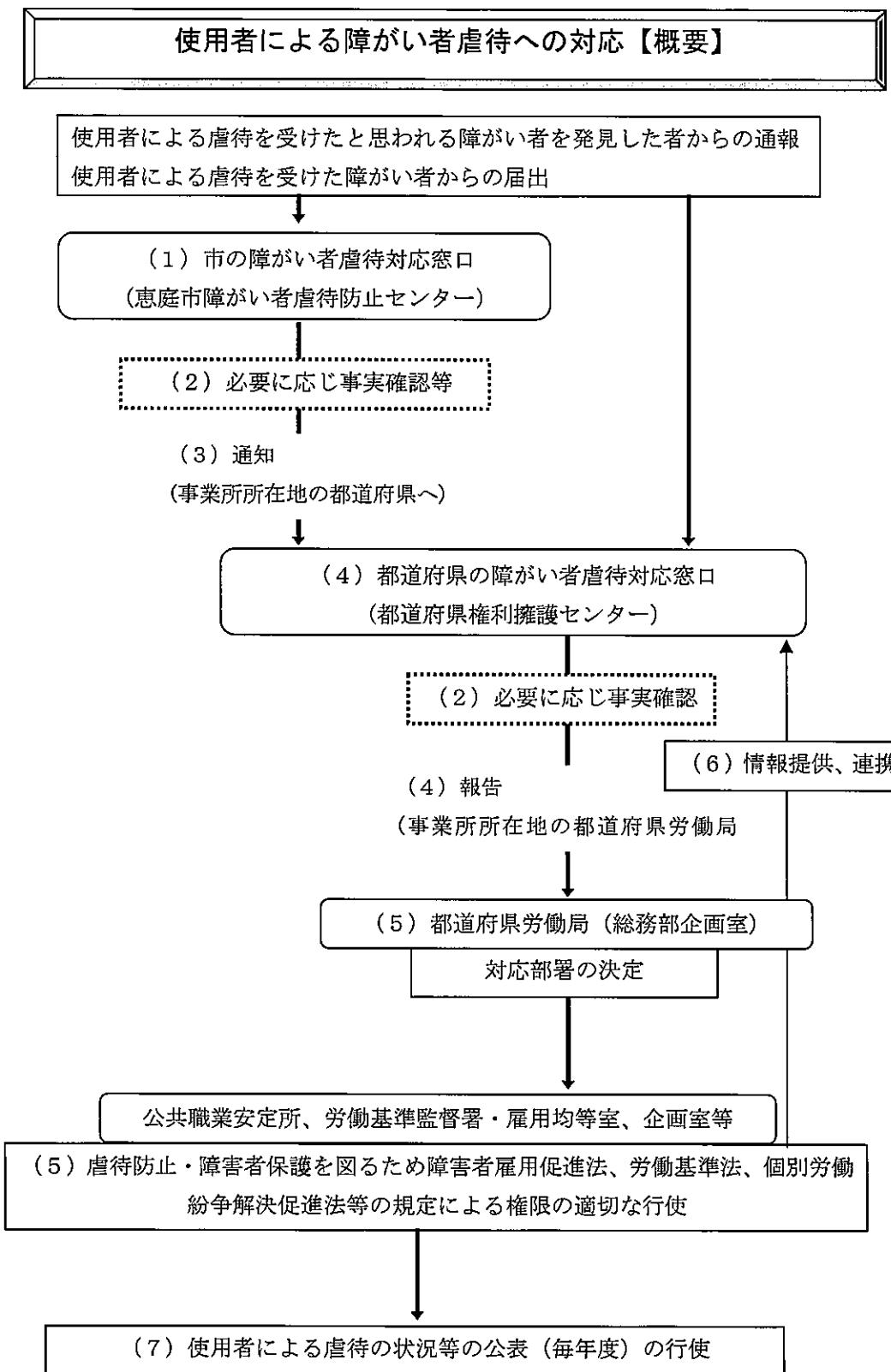
(1) 労働者への研修の実施

障がい者の人権や障がい者虐待についての理解を深め、障がい者への接し方などを学ぶため、事業主は労働者に対し研修を実施し、各種研修会への職員参加等を行うことが必要です。

(2) 苦情処理体制の構築

障害者虐待防止法により、障がい者を雇用する事業主に対して、雇用される障がい者やその家族からの苦情を処理する体制を整備すること等により虐待の防止等の措置を講じます。

3 相談・通報・届出への対応



(1) 通報等の受付

ア 通報等の対象

障害者虐待防止法では、使用者による虐待を受けたと思われる障がい者を発見した者に対し、市又は北海道への通報義務が規定されています。また、虐待を受けた障がい者は、市又は北海道に届け出ができることとされています。

イ 事業所の所在地と障がい者の居住地が異なる場合

項目	内容
① 事業所の所在地の市町村に通報等があった場合	通報等を受けた市町村は、初期対応を行った上で、事業所の所在地の都道府県に通知します。併せて、速やかに居住地の市町村に連絡をする必要があります。
② 居住地の市町村に通報等があった場合	通報等を受けた市町村は、初期対応を行った上で、事業所の所在地の都道府県に通知します。必要があれば、事業所の所在地の市町村にも情報提供します。

ウ 通報等の受付時の対応

使用者による虐待に関する通報等の内容は、労働条件に対する苦情であったり、また虚偽による通報や過失による事故であったりすることも考えられます。通報等を受けた市町村職員は、まず通報者から発見した状況等について詳細に説明を受け、それが使用者による障がい者虐待に該当するかどうか判断できる材料となるように情報を整理します。

なお、通報等の内容が労働相談である場合には、適切な相談窓口につなぎます。

労働相談の例

労働基準監督署：障がい者である労働者とその他労働者の区別なく発生している、賃金不払いや長時間労働等の、労働基準関係法令上問題がある事案

公共職業安定所：離職票、失業手当、求職に関するもの等

都道府県労働局雇用均等室：育児・介護休業、女性問題等

都道府県労働局総務部企画室：労働条件引下げ、配置転換等

○ 個人情報の保護

相談や通報、届出などの中には個人情報が含まれ、個人情報保護法では、利用目的外利用や第三者提供の禁止が義務づけられていますが、障がい者虐待事案への対応では、第三者提供の制限の例外として扱われる場合もあります。

○ 通報等による不利益な取扱いの禁止

障害者虐待防止法では、

- ① 刑法の秘密漏示罪その他の守秘義務に関する法律の規定は、使用者による障がい者虐待の通報を妨げるものと解釈してはならないこと
 - ② 使用者による障がい者虐待の通報等を行った労働者は、通報等をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けないこと
- が規定されています。

エ コアメンバーによる対応方針の協議

相談、通報、届出を受けたときには、直ちに相談等の受付者が担当部局の管理職等に相談し、初動対応のための必要性についての判断を行います。

(2) 市・都道府県による事実確認等

通報等を受けた市は、事業所の協力の下、通報等内容の事実確認や障がい者の安全確認を行います。必要に応じて都道府県労働局が行う調査に同行するなど、協力して対応することを検討します。

ア 調査項目

(7) 障がい者本人への調査項目

項目	内容
① 虐待の状況	・虐待の種類・程度、具体的な状況、経過
② 障がい者の状況	・安全確認・・・障がい者の心身の状況を確認するため、面会又はその他の方法で確認する。 ・身体状況・・・傷害部位及びその状況を記録する。 ・精神状態・・・精神的な影響が表情や行動に表れるなど、障がい者の様子を記録する。 ・生活環境・・・障がい者が生活している居室等の生活環境を記録する。
③ 業務内容、勤務体制、労働環境 等	
④ 障がい者の生活状況 等	

(イ) 事業所への調査項目例（※調査が難しい場合は都道府県又は都道府県労働局に相談）

- ① 当該障がい者の従事する業務内容、勤務体制、労働環境等
- ② 虐待を行った疑いのある職員の業務内容、勤務状況等
- ③ 通報等の内容に係る事実確認、状況の説明
- ④ 職員の勤務体制や給与の支払い状況等必要事項

イ 調査を行う際の留意事項

項目	内容
① 複数の職員による訪問	客観性を高めるため、原則として2人以上の職員で訪問するようになります。
② 医療職等の立ち会い	障がい者本人への医療の必要性が疑われる場合には、的確に判断でき迅速な対応がとれるよう、医療職等の立ち会いも検討します。
④ 障がい者、事業所への十分な説明	<ul style="list-style-type: none">・訪問の目的について・職務について・・・ 担当職員の職務と守秘義務に関する説明・調査事項について・・・ 調査する内容と必要性に関する説明・障がい者の権利について・・・ 障がい者の尊厳の保持は基本的人権であり、障害者基本法や障害者総合支援法、障害者虐待防止法などで保障されていること、それを擁護するために市町村がとり得る措置に関する説明

ウ 調査報告の作成

調査後、調査報告書を作成して管理職の確認をとります。一般的な労働条件に対する苦情等である場合には、適切な相談対応窓口につなぎ、通報等への対応を終了します。

エ 個別ケース会議の開催

調査の結果、障がい者虐待が疑われる場合には、個別ケース会議を開催して事例検討、虐待の事実確認を行います。障がい者虐待の事実が確認できた場合には、障がい者本人への支援方針等を協議し、市は都道府県を経由して、都道府県労働局に報告します。

(3) 市から都道府県への通知

市は、通報等を受けた事案について、障がい者虐待ではないと明確に判断される事案を除いて、虐待に関する事項を事業所の所在地の都道府県に通知します。悪質なケース等で、都道府県労働局等による迅速な行政指導が求められる場合には、速やかに都道府県を経由して都道府県労働局に報告します。必要に応じて都道府県労働局に協力して対応することを検討します。

【参考】恵庭市から都道府県への通知

番号
平成 年 月 日

都道府県知事様

恵庭市長 原田 裕印

使用者による障がい者虐待に係る通知

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第23条の規定に基づき、下記のとおり通知する。

記

1 通知資料

- ① 労働相談票（使用者による障がい者虐待）
- ② 添付資料（具体的に記載）

2 連絡先

担当部署		担当者名	
電話番号	—	—	

労働相談票(使用者による障がい者虐待)

					処理欄			
都道府県名			市町村名				届出等	
受付年月日	年 月 日	1. 通報2. 届出3. 相談		1. 来庁2. 電話3. FAX・郵送等			来庁等	
受付機関名			対応者名				局	
届出(被虐待) 者氏名		性別		生年月日	年齢	部署		
		1. 男	2. 女	3. 不明	年 月 日		性別	
	1. ~ 20 歳 2. 21 ~ 30 歳 3. 31 ~ 40 歳 4. 41 ~ 50 歳 5. 51 ~ 60 歳 6. 61 歳~ 7. 不明				年齢			
	(事業所への氏名の通知諾・否) (市町村、都道府県又は都道府県労働局からの連絡諾・否)							
障がいの種類	1. 身体障がい 2. 知的障がい 3. 精神障がい 4. その他/ 不明 ()	就労状況				障がい 種別		
		1. 正社員	2. パート・アルバイト	3. 派遣労働者	4. 期間契約社員 5. その他 () 6. 不明			
住所						就労 状況		
電話番号	TEL - - - /携帯TEL - - -							
通報者氏名					性別	性別		
	1. 男	2. 女	3. 不明					
	(事業所への氏名の通知諾・否) (市町村、都道府県又は都道府県労働局からの連絡諾・否)							
被虐待者との 関係	1. 事業所内労働者 2. 被虐待者の家族・親族 3. 行政機関等 4. その他 () 5. 不明					関係		
住所								
電話番号	TEL - - - /携帯TEL - - -							
事業所名				事業所への通報内容の通知 諾・否				
代表者職氏名								
担当者職氏名								
所在地								
電話番号	TEL - - - /FAX - - -							
規模	1. 10人未満 2. 10 ~ 49人 3. 50 ~ 99人 4. 100 ~ 299人 5. 300人以上 6. 不明					規模		
業種	1. 製造業 2. 情報通信業 3. 運輸業、郵便業 4. 卸売業、小売業 5. 金融業、保険業 6. 医療、福祉 7. サービス業 8. 1 ~ 7 以外9 不明					業種		

虐待者氏名		性別	生年月日	年齢	性別		
		1. 男 2. 女 3. 不明	年 月 日				
年齢区分	1. ~ 20 歳 2. 21 ~ 30 歳 3. 31 ~ 40 歳 4. 41 ~ 50 歳 5. 51 ~ 60 歳 6. 61 歳~ 7. 不明					年齢	
被虐待者との関係	1. 使用者（役員） 2. 上司 3. 同僚 4. 部下 5. その他（ ） 6. 不明					関係	
虐待の種別	10. 身体的虐待 20. 性的虐待 30. 心理的虐待 40. 放棄・放任 50. 経済的虐待 41. 放棄・放任（身体的虐待） 42. 放棄・放任（性的虐待） 43. 放棄・放任（心理的虐待）					種類	
虐待の内容及び発生要因							
希望する使用者に対する措置							

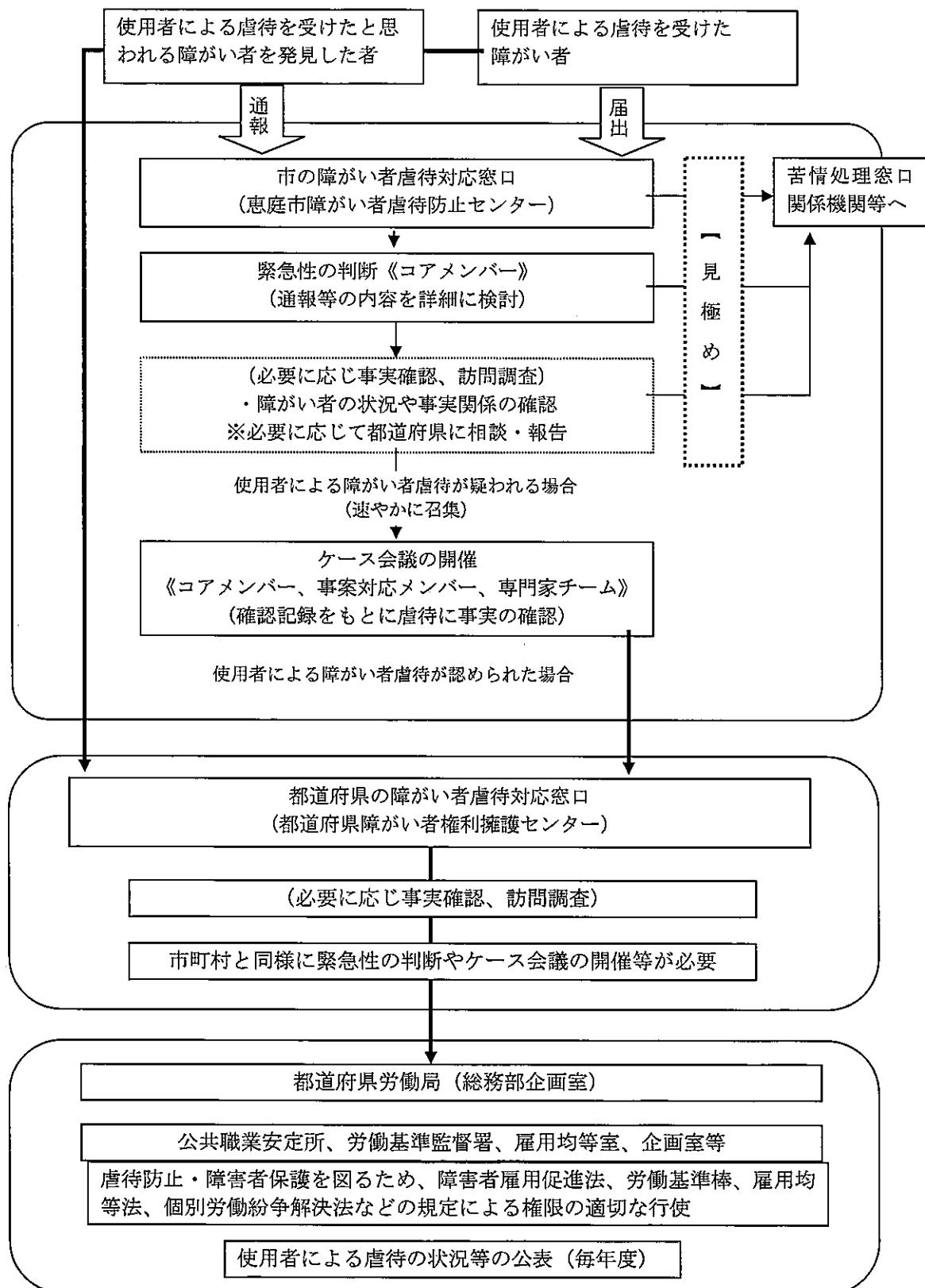
(4) 都道府県労働局による対応及び都道府県等による障がい者支援

労働条件や雇用管理の面からの事業者に対する指導は都道府県労働局が、障がい者に対する生活支援などについては市町村や都道府県が担当します。都道府県は、早期に障がい者の居住する市町村や障害者就業・生活支援センターに情報提供等を行い、具体的な相談支援や福祉的な措置等について依頼します。

(5) 使用者による障がい者虐待の状況の公表

障害者虐待防止法においては、厚生労働大臣は、毎年度、使用者による障がい者虐待の状況、使用者による障がい者虐待があった場合にとった措置その他厚生労働省令で定める事項を公表することとされています。

使用者による障がい者虐待への対応



V 參考資料

(

(

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

(平成23年法律第79号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止等に関する国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による障害者虐待の防止に資する支援（以下「養護者に対する支援」という。）のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「障害者」とは、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者をいう。

2 この法律において「障害者虐待」とは、養護者による障害者虐待、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待及び使用者による障害者虐待をいう。

3 この法律において「養護者」とは、障害者を現に養護する者であつて障害者福祉施設従事者等及び使用者以外のものをいう。

4 この法律において「障害者福祉施設従事者等」とは、障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。）若しくは独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第百六十七号）第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）（以下「障害者福祉施設」という。）又は障害者自立支援法第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業、同条第十七項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業、同条第二十五項に規定する移動支援事業、同条第二十六項に規定する地域活動支援センターを経営する事業若しくは同条第二十七項に規定する福祉ホームを経営する事業その他厚生労働省令で定める事業（以下「障害福祉サービス事業等」という。）に係る業務に従事する者をいう。

5 この法律において「使用者」とは、障害者を雇用する事業主（当該障害者が派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）である場合において当該派遣労働者に係る労働者派遣（同条第一号に規定する労働者派遣をいう。）の役務の提供を受ける事業主その他これに類するものとして政令で定める事業主を含み、国及び地方公共団体を除く。以下同じ。）又は事業の

経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者をいう。

6 この法律において「養護者による障害者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 養護者がその養護する障害者について行う次に掲げる行為

イ 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。

ロ 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。

ハ 障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

二 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人にによるイからハまでに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。

二 養護者又は障害者の親族が当該障害者の財産を不当に処分することその他当該障害者から不当に財産上の利益を得ること。

7 この法律において「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」とは、障害者福祉施設従事者等が、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用する障害者又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける障害者について行う次のいずれかに該当する行為をいう。

一 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。

二 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。

三 障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

四 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用する他の障害者又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける他の障害者による前三号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の障害者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

五 障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。

8 この法律において「使用者による障害者虐待」とは、使用者が当該事業所に使用される障害者について行う次のいずれかに該当する行為をいう。

一 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。

二 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。

三 障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

四 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、当該事業所に使用される他の労働者による前三号に掲げる行為と同様の行為の放置その他これらに準ずる行為を行うこと。

五 障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。

(障害者に対する虐待の禁止)

第三条 何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。

(国及び地方公共団体の責務等)

第四条 国及び地方公共団体は、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の迅速かつ適切な保護及び自立の支援並びに適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的知識及び技術を有する人材その他必要な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援に資するため、障害者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

(国民の責務)

第五条 国民は、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる障害者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。

(障害者虐待の早期発見等)

第六条 国及び地方公共団体の障害者の福祉に関する事務を所掌する部局その他の関係機関は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることに鑑み、相互に緊密な連携を図りつつ、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。

- 2 障害者福祉施設、学校、医療機関、保健所その他障害者の福祉に業務上関係のある団体並びに障害者福祉施設従事者等、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士その他障害者の福祉に職務上関係のある者及び使用者は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。
- 3 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる障害者虐待の防止のための啓発活動並びに障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援のための施策に協力するよう努めなければならない。

第二章 養護者による障害者虐待の防止、養護者に対する支援等

(養護者による障害者虐待に係る通報等)

第七条 養護者による障害者虐待（十八歳未満の障害者について行われるもの）を除く。

以下この章において同じ。）を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

第八条 市町村が前条第一項の規定による通報又は次条第一項に規定する届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

（通報等を受けた場合の措置）

第九条 市町村は、第七条第一項の規定による通報又は障害者からの養護者による障害者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該障害者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第三十五条の規定により当該市町村と連携協力する者（以下「市町村障害者虐待対応協力者」という。）とその対応について協議を行うものとする。

2 市町村は、第七条第一項の規定による通報又は前項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る障害者に対する養護者による障害者虐待の防止及び当該障害者の保護が図られるよう、養護者による障害者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる障害者を一時的に保護するため迅速に当該市町村の設置する障害者支援施設又は障害者自立支援法第五条第六項の厚生労働省令で定める施設（以下「障害者支援施設等」という。）に入所させる等、適切に、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十八条第一項若しくは第二項又は知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の四若しくは第十六条第一項第二号の規定による措置を講ずるものとする。この場合において、当該障害者が身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者（以下「身体障害者」という。）及び知的障害者福祉法にいう知的障害者（以下「知的障害者」という。）以外の障害者であるときは、当該障害者を身体障害者又は知的障害者とみなして、身体障害者福祉法第十八条第一項若しくは第二項又は知的障害者福祉法第十五条の四若しくは第十六条第一項第二号の規定を適用する。

3 市町村長は、第七条第一項の規定による通報又は第一項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る障害者に対する養護者による障害者虐待の防止並びに当該障害者の保護及び自立の支援が図られるよう、適切に、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第五十一条の十一の二又は知的障害者福祉法第二十八条の規定により審判の請求をするものとする。

（居室の確保）

第十条 市町村は、養護者による障害者虐待を受けた障害者について前条第二項の措置を採るために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとする。

(立入調査)

第十一條 市町村長は、養護者による障害者虐待により障害者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるとときは、障害者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該障害者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

- 2 前項の規定による立入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(警察署長に対する援助要請等)

第十二條 市町村長は、前条第一項の規定による立入り及び調査又は質問をさせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるとときは、当該障害者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。

- 2 市町村長は、障害者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。
- 3 警察署長は、第一項の規定による援助の求めを受けた場合において、障害者の生命又は身体の安全を確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。

(面会の制限)

第十三条 養護者による障害者虐待を受けた障害者について第九条第二項の措置が採られた場合においては、市町村長又は当該措置に係る障害者支援施設等若しくはのぞみの園の長若しくは当該措置に係る身体障害者福祉法第十八条第二項に規定する指定医療機関の管理者は、養護者による障害者虐待の防止及び当該障害者の保護の観点から、当該養護者による障害者虐待を行った養護者について当該障害者との面会を制限することができる。

(養護者の支援)

第十四条 市町村は、第三十二条第二項第二号に規定するもののほか、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市町村は、前項の措置として、養護者の心身の状態に照らしその養護の負担の軽減を図るため緊急の必要があると認める場合に障害者が短期間養護を受けるために必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとする。

第三章 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等

(障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置)

第十五条 障害者福祉施設の設置者又は障害福祉サービス事業等を行う者は、障害者福祉施設従事者等の研修の実施、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用し、又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける障害者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

(障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る通報等)

第十六条 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けた障害者は、その旨を市町村に届け出ができる。

3 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）することを妨げるものと解釈してはならない。

4 障害者福祉施設従事者等は、第一項の規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

第十七条 市町村は、前条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に関する事項を、当該障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る障害福祉施設又は当該障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る障害福祉サービス事業等の事業所の所在地の都道府県に報告しなければならない。

第十八条 市町村が第十六条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。都道府県が前条の規定による報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県の職員についても、同様とする。

(通報等を受けた場合の措置)

第十九条 市町村が第十六条第一項の規定による通報若しくは同条第二項の規定による届出を受け、又は都道府県が第十七条の規定による報告を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、障害者福祉施設の業務又は障害福祉サービス事業等の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る障害者に対する障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止並びに当該障害者の保護及び自立の支援を図るため、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）、障害者自立支援法その他関係法律の規定による権限を適切に行使するものとする。

(公表)

第二十条 都道府県知事は、毎年度、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待があつた場合に採った措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

第四章 使用者による障害者虐待の防止等

(使用者による障害者虐待の防止等のための措置)

第二十一条 障害者を雇用する事業主は、労働者の研修の実施、当該事業所に使用される障害者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の使用者による障害者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

(使用者による障害者虐待に係る通報等)

第二十二条 使用者による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村又は都道府県に通報しなければならない。

2 使用者による障害者虐待を受けた障害者は、その旨を市町村又は都道府県に届け出ることができる。

3 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。

4 労働者は、第一項の規定による通報又は第二項の規定による届出（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。）をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

第二十三条 市町村は、前条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る使用者による障害者虐待に関する事項を、当該使用者による障害者虐待に係る事業所の所在地の都道府県に通知しなければならない。

第二十四条 都道府県は、第二十二条第一項の規定による通報、同条第二項の規定による届出又は前条の規定による通知を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報、届出又は通知に係る使用者による障害者虐待に関する事項を、当該使用者による障害者虐待に係る事業所の所在地を管轄する都道府県労働局に報告しなければならない。

第二十五条 市町村又は都道府県が第二十二条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村又は都道府県の職員は、その職務上知り得た事項であつて当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。都道府県が第二十三条の規定による通知を受けた場合における当該通知を受けた都道府県の職員及び都道府県労働局が前条の規定による報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県労働局の職員についても、同様とする。

(報告を受けた場合の措置)

第二十六条 都道府県労働局が第二十四条の規定による報告を受けたときは、都道府県労働局長又は労働基準監督署長若しくは公共職業安定所長は、事業所における障害者の適正な労働条件及び雇用管理を確保することにより、当該報告に係る障害者に対する使用者による障害者虐待の防止並びに当該障害者の保護及び自立の支援を図るために、当該報告に係る都道府県との連携を図りつつ、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第百十二号）その他関係法律の規定による権限を適切に行使するものとする。

(船員に関する特例)

第二十七条 船員法（昭和二十二年法律第百号）の適用を受ける船員である障害者について行われる使用者による障害者虐待に係る前三条の規定の適用については、第二十四条中「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令又は厚生労働省令」と、「当該使用者による障害者虐待に係る事業所の所在地を管轄する都道府県労働局」とあるのは「地方運輸局その他の関係行政機関」と、第二十五条中「都道府県労働局」とあるのは「地方運輸局その他の関係行政機関」と、前条中「都道府県労働局が」とあるのは「地方運輸局その他の関係行政機関が」と、「都道府県労働局長又は労働基準監督署長若しくは公共職業安定所長」とあるのは「地方運輸局その他の関係行政機関の長」と、「労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）」とあるのは「船員法（昭和二十二年法律第百号）」とする。

(公表)

第二十八条 厚生労働大臣は、毎年度、使用者による障害者虐待の状況、使用者による障害者虐待があった場合に採った措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

第五章 就学する障害者等に対する虐待の防止等

(就学する障害者に対する虐待の防止等)

第二十九条 学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、同法第百二十四条に規定する専修学校又は同法第百三十四条第一項に規定する各種学校をいう。以下同じ。）の長は、教職員、児童、生徒、学生その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、就学する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、就学する障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該学校に就学する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

(保育所等に通う障害者に対する虐待の防止等)

第三十条 保育所等（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所若しくは同法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十

九条第一項に規定する業務を目的とするもの（少數の乳児又は幼児を対象とするものその他の厚生労働省令で定めるものを除く。）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第七条第一項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。）の長は、保育所等の職員その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、保育所等に通う障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、保育所等に通う障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該保育所等に通う障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

（医療機関を利用する障害者に対する虐待の防止等）

第三十一条 医療機関（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院又は同条第二項に規定する診療所をいう。以下同じ。）の管理者は、医療機関の職員その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、医療機関を利用する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、医療機関を利用する障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該医療機関を利用する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

第六章 市町村障害者虐待防止センター及び都道府県障害者権利擁護センター

（市町村障害者虐待防止センター）

第三十二条 市町村は、障害者の福祉に関する事務を所掌する部局又は当該市町村が設置する施設において、当該部局又は施設が市町村障害者虐待防止センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村障害者虐待防止センターは、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 第七条第一項、第十六条第一項若しくは第二十二条第一項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出若しくは第十六条第二項若しくは第二十二条第二項の規定による届出を受理すること。
 - 二 養護者による障害者虐待の防止及び養護者による障害者虐待を受けた障害者の保護のため、障害者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うこと。
 - 三 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報その他の啓発活動を行うこと。

（市町村障害者虐待防止センターの業務の委託）

第三十三条 市町村は、市町村障害者虐待対応協力者のうち適当と認められるものに、前条第二項各号に掲げる業務の全部又は一部を委託することができる。

- 2 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由なしに、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 3 第一項の規定により第七条第一項、第十六条第一項若しくは第二十二条第一項の規

定による通報又は第九条第一項に規定する届出若しくは第十六条第二項若しくは第二十二条第二項の規定による届出の受理に関する業務の委託を受けた者が第七条第一項、第十六条第一項若しくは第二十二条第一項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出若しくは第十六条第二項若しくは第二十二条第二項の規定による届出を受けた場合には、当該通報若しくは届出を受けた者又はその役員若しくは職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(市町村等における専門的に従事する職員の確保)

第三十四条 市町村及び前条第一項の規定による委託を受けた者は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するために、障害者の福祉又は権利の擁護に関し専門的知識又は経験を有し、かつ、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならない。

(市町村における連携協力体制の整備)

第三十五条 市町村は、養護者による障害者虐待の防止、養護者による障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するため、社会福祉法に定める福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）その他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。この場合において、養護者による障害者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない。

(都道府県障害者権利擁護センター)

第三十六条 都道府県は、障害者の福祉に関する事務を所掌する部局又は当該都道府県が設置する施設において、当該部局又は施設が都道府県障害者権利擁護センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 都道府県障害者権利擁護センターは、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 第二十二条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受理すること。
 - 二 この法律の規定により市町村が行う措置の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供、助言その他必要な援助を行うこと。
 - 三 障害者虐待を受けた障害者に関する各般の問題及び養護者に対する支援に関し、相談に応ずること又は相談を行う機関を紹介すること。
 - 四 障害者虐待を受けた障害者の支援及び養護者に対する支援のため、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する情報を収集し、分析し、及び提供すること。
 - 六 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報その他の啓発活動を行うこと。
 - 七 その他障害者に対する虐待の防止等のために必要な支援を行うこと。

(都道府県障害者権利擁護センターの業務の委託)

第三十七条 都道府県は、第三十九条の規定により当該都道府県と連携協力する者（以下「都道府県障害者虐待対応協力者」という。）のうち適当と認められるものに、前条第二項第一号又は第三号から第七号までに掲げる業務の全部又は一部を委託することができる。

2 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、正当な理由なしに、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 第一項の規定により第二十二条第一項の規定による通報又は同条第二項に規定する届出の受理に関する業務の委託を受けた者が同条第一項の規定による通報又は同条第二項に規定する届出を受けた場合には、当該通報若しくは届出を受けた者又はその役員若しくは職員は、その職務上知り得た事項であつて当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(都道府県等における専門的に従事する職員の確保)

第三十八条 都道府県及び前条第一項の規定による委託を受けた者は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するために、障害者の福祉又は権利の擁護に関し専門的知識又は経験を有しがつ、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならない。

(都道府県における連携協力体制の整備)

第三十九条 都道府県は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するため、福祉事務所その他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。

第七章 雜則

(周知)

第四十条 市町村又は都道府県は、市町村障害者虐待防止センター又は都道府県障害者権利擁護センターとしての機能を果たす部局又は施設及び市町村障害者虐待対応協力者又は都道府県障害者虐待対応協力者の名称を明示すること等により、当該部局又は施設及び市町村障害者虐待対応協力者又は都道府県障害者虐待対応協力者を周知させなければならない。

(障害者虐待を受けた障害者の自立の支援)

第四十一条 国及び地方公共団体は、障害者虐待を受けた障害者が地域において自立した生活を円滑に営むことができるよう、居住の場所の確保、就業の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究)

第四十二条 国及び地方公共団体は、障害者虐待を受けた障害者がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行うとともに、障害者虐待の予防及び早期発見のため

の方策、障害者虐待があった場合の適切な対応方法、養護者に対する支援の在り方その他の障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援のために必要な事項についての調査及び研究を行うものとする。

(財産上の不当取引による被害の防止等)

第四十三条 市町村は、養護者、障害者の親族、障害者福祉施設従事者等及び使用者以外の者が不当に財産上の利益を得る目的で障害者と行う取引（以下「財産上の不当取引」という。）による障害者の被害について、相談に応じ、若しくは消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関を紹介し、又は市町村障害者虐待対応協力者に、財産上の不当取引による障害者の被害に係る相談若しくは関係機関の紹介の実施を委託するものとする。

2 市町村長は、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある障害者について、適切に、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五十一条の十一の二又は知的障害者福祉法第二十八条の規定により審判の請求をするものとする。

(成年後見制度の利用促進)

第四十四条 国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止並びに障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに財産上の不当取引による障害者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようしなければならない。

第八章 罰則

第四十五条 第三十三条第二項又は第三十七条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第四十六条 正当な理由がなく、第十一条第一項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは障害者に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、三十万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年十月一日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、学校、保育所等、医療機関、官公署等における障害者に対する虐待の防止等の体制の在り方並びに障害者の安全の確認又は安全の確保を実効的に行うための方策、障害者を訪問して相談等を行う体制の充実強化その他の障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援、養護者に対する支援等のための制度について、この法律の施行後三年を目途として、児童虐待、高齢者虐待、配偶者か

らの暴力等の防止等に関する法制度全般の見直しの状況を踏まえ、この法律の施行状況等を勘案して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の一部改正)

第三条 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第百二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを「（定義等）」に改め、同条に次の二項を加える。

6 六十五歳未満の者であつて養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し、又は養介護事業に係るサービスの提供を受ける障害者（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者をいう。）については、高齢者とみなして、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する規定を適用する。

（調整規定）

第四条 この法律の施行の日が障害者基本法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第号）の施行の日前である場合には、同法の施行の日の前日までの間における第二条第一項及び前条の規定による改正後の高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第二条第六項の規定の適用については、これらの規定中「第二条第一号」とあるのは、「第二条」とする。

○ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律施行令
(平成24年政令第244号)

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(以下「法」という。)第二条第五項の政令で定める事業主は、障害者(同条第一項に規定する障害者をいう。)が船員職業安定法(昭和二十三年法律第百三十号)第六条第十二項に規定する派遣船員である場合において当該派遣船員に係る同条第十一項に規定する船員派遣の役務の提供を受ける事業主とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日から施行する。

(児童福祉法施行令の一部改正)

第二条 児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)の一部を次のように改正する。

第二十五条の七第一項に次の一号を加える。

九 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成二十三年法律第七十九号)

第二十五条の十一第一項に次の一号を加える。

十一 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

第二十七条の十一第一項に次の一号を加える。

十一 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

第二十七条の十九に次の一号を加える。

十一 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

(障害者自立支援法施行令の一部改正)

第三条 障害者自立支援法施行令(平成十八年政令第十号)の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項に次の一号を加える。

九 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成二十三年法律第七十九号)

第二十六条第一項に次の一号を加える。

十一 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

第二十六条の十に次の一号を加える。

九 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

第二十六条の十五に次の一号を加える。

十一 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

第三十八条に次の一号を加える。

十一 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

第四十二条に次の一号を加える。

十四 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律
(厚生労働省組織令の一部改正)

第四条 厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第十一條第一項に次の一号を加える。

十九 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）の規定による障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援に関する事務（大臣官房及び他局の所掌に属するものを除く。）。

第十一條第二項中「に掲げる事務及び」を「及び第十九号に掲げる事務並びに」に改める。

第一百十条第三号中「第五号」を「第六号」に改め、同条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の規定による障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援に関する事務（大臣官房及び他局の所掌に属するものを除く。）。

○ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則
(平成24年厚生労働省令第132号)

(法第二条第四項に規定する厚生労働省令で定める事業)

第一条 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号。以下「法」という。）第二条第四項に規定する厚生労働省令で定める事業は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の二第一項に規定する障害児通所支援事業又は同条第六項に規定する障害児相談支援事業とする。
(市町村からの報告)

第二条 市町村は、法第十六条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受け、当該通報又は届出に係る事実の確認を行った結果、法第二条第七項に規定する障害者福祉施設従事者等による障害者虐待（以下「障害者福祉施設従事者等による虐待」という。）の事実が認められた場合、又は更に都道府県と共同して事実の確認を行う必要が生じた場合には、次に掲げる事項を当該障害者福祉施設従事者等による虐待に係る法第二条第四項に規定する障害者福祉施設又は同項に規定する障害福祉サービス事業等の事業所（以下「障害者福祉施設等」という。）の所在地の都道府県に報告しなければならない。

一 障害者福祉施設等の名称、所在地及び種別

二 障害者福祉施設従事者等による虐待を受けた又は受けたと思われる障害者の氏名、性別、年齢、障害の種類、障害程度区分（障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第四条第四項に規定する障害程度区分をいう。以下同じ。）その他の心身の状況

三 障害者福祉施設従事者等による虐待の種別、内容及び発生要因

四 障害者福祉施設従事者等による虐待を行った障害者福祉施設従事者等（法第二条第四項に規定する障害者福祉施設従事者等をいう。以下同じ。）の氏名、生年月日及び職種

五 市町村が行った対応

六 障害者福祉施設従事者等による虐待が行われた障害者福祉施設等において改善措置が採られている場合にはその内容

(都道府県知事による公表事項)

第三条 法第二十条の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 障害者福祉施設従事者等による虐待があった障害者福祉施設等の種別

二 障害者福祉施設従事者等による虐待を行った障害者福祉施設従事者等の職種

(市町村からの通知)

第四条 市町村は、法第二十二条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受け、当該通報又は届出に係る事実の確認を行った結果、法第二条第八項に規定する使用者による障害者虐待（以下「使用者による虐待」という。）の事実が認められた場合、又は更に都道府県と共同して事実の確認を行う必要が生じた場合には、

次に掲げる事項を当該使用者による虐待に係る事業所の所在地の都道府県に通知しなければならない。

- 一 事業所の名称、所在地、業種及び規模
- 二 使用者による虐待を受けた又は受けたと思われる障害者（以下「被虐待者」という。）の氏名、性別、年齢、障害の種類、障害程度区分その他の心身の状況及び雇用形態
- 三 使用者による虐待の種別、内容及び発生要因
- 四 使用者による虐待を行った使用者（法第二条第五項に規定する使用者をいう。以下同じ。）の氏名、生年月日及び被虐待者との関係
- 五 市町村が行った対応
- 六 使用者による虐待が行われた事業所において改善措置が採られている場合にはその内容

（都道府県からの報告）

第五条 都道府県は、法第二十二条第一項の規定による通報、同条第二項の規定による届出又は法第二十三条の規定による通知を受け、当該通報、届出又は通知に係る事実の確認を行った結果、使用者による虐待の事実が認められた場合、又は更に都道府県労働局と共同して事実の確認を行う必要が生じた場合には、次に掲げる事項を当該使用者による虐待に係る事業所の所在地を管轄する都道府県労働局に報告しなければならない。

- 一 事業所の名称、所在地、業種及び規模
- 二 被虐待者の氏名、性別、年齢、障害の種類、障害程度区分その他の心身の状況及び雇用形態
- 三 使用者による虐待の種別、内容及び発生要因
- 四 使用者による虐待を行った使用者の氏名、生年月日及び被虐待者との関係
- 五 都道府県及び市町村が行った対応
- 六 使用者による虐待が行われた事業所において改善措置が採られている場合にはその内容

（船員に関する特例）

第六条 船員法（昭和二十二年法律第百号）の適用を受ける船員である障害者について行われる使用者による虐待に係る前条の規定の適用については、「都道府県労働局」とはあるのは「地方運輸局その他の関係行政機関と」と、「当該使用者による虐待に係る事業所の所在地を管轄する都道府県労働局」とはあるのは「地方運輸局その他の関係行政機関」とする。

（厚生労働大臣による公表事項）

第七条 法第二十八条の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 使用者による虐待があった事業所の業種及び規模
- 二 使用者による虐待を行った使用者と被虐待者との関係

(法第三十条に規定する厚生労働省令で定める施設)

第八条 法第三十条に規定する厚生労働省令で定める施設は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 一日に保育する乳幼児（児童福祉法第四条第一項第一号に規定する乳児又は同項第二号に規定する幼児をいう。以下同じ。）の数（次に掲げるものを除く。）が五人以下である施設であって、その旨が約款その他の書類により明らかであるもの
イ 事業主がその雇用する労働者の乳幼児を保育するために自ら設置する施設又は当該事業主からの委託を受けて当該労働者の乳幼児の保育を実施する施設にあっては、当該労働者の乳幼児の数
- ロ 事業主団体がその構成員である事業主の雇用する労働者の乳幼児を保育するために自ら設置する施設又は当該事業主団体からの委託を受けて当該労働者の乳幼児の保育を実施する施設にあっては、当該労働者の乳幼児の数
- ハ 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）に基づく地方公務員共済組合その他の厚生労働大臣が定める組合等がその構成員の乳幼児を保育するために自ら設置する施設又は当該組合等からの委託を受けて当該構成員の乳幼児の保育を実施する施設にあっては、当該構成員の乳幼児の数
- ニ 店舗その他の事業所において商品の販売又は役務の提供を行う事業者が商品の販売又は役務の提供を行う間に限り、その顧客の乳幼児を保育するために自ら設置する施設又は当該事業者からの委託を受けて当該顧客の乳幼児を保育する施設にあっては、当該顧客の乳幼児の数
- ホ 設置者の四親等内の親族である乳幼児の数
- ヘ 児童福祉法第六条の三第七項に規定する一時預かり事業を行う保育所以外の施設にあっては、当該事業の対象となる乳幼児の数
- 二 児童福祉法第三十四条の十五第一項に規定する家庭的保育事業の届出が行われた施設
- 三 半年を限度として臨時に設置される施設
- 四 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する幼稚園を設置する者が当該幼稚園と併せて設置している施設

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十四年十月一日から施行する。

（障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正）

第二条 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第三号中「第二百二十三条第三項から第五項までにおいて準用する場合に限

る。)」の下に「、第二百一条(第二百二十三条第五項において準用する場合に限る。)」を加える。

第六十九条、第百二十四条及び第百五十二条中「災害」の下に「、虐待」を加える。

第一百七十五条第二項第一号中「第五十八条」とあるのは「第百七十一条において準用する第五十八条」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、同項第二号中「第五十三条の二第一項」とあるのは「第129百六十九条の二第一項及び第二項」と、同項第三号中「第六十五条」とあるのは「第百七十一条において準用する第八十八条」と、同項第四号中「第七十三条第二項」とあるのは「第百七十一条において準用する第七十三条第二項」と、同項第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第百七十一条」と削る。

第二百二十条 第一項第四号中「ハ」を「ロ」に改める。

附則第四条中「法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間」を「当分の間」に改める。

(障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正)

第三条 障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十二号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「前条」を「第四条」に改める。

第二十三条第八項中「、就労移行支援又は就労継続支援B型」を「又は就労移行支援」に改める。

第三十三条中「又は就労継続支援B型」を削る。

第四十三条中「災害」の下に「、虐待」を加える。

(障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準の一部改正)

第四条 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十四号)の一部を次のように改正する。

第二十六条中「災害」の下に「、虐待」を加える。

第九十条第二項中「第六十四条第一項第四号及び第六項」を「第六十四条第一項第四号及び第七項」に改め、同条第三項中「前条第二項後段」を「前条第四項後段」に改める。

附則第三条中「法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間」を「当分の間」に改める。

(障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準の一部改正)

第五条 障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十五号)の一部を次のように改正する。

第十三条中「災害」の下に「、虐待」を加える。

(障害者自立支援法に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正)

第六条 障害者自立支援法に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十六号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「災害」の下に「、虐待」を加える。

(障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準の一部改正)

第七条 障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号及び第四号中「第六号ロ」を「第七号ロ」に改める。

第十二条第二項中「第四号イ(3)」を「第四号イ(2)」に改める。

第二十八条中「又は就労継続支援B型」を削る。

第三十六条中「災害」の下に「、虐待」を加える。

(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正)

第八条 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第三十九条中「災害」の下に「、虐待」を加える。

(児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正)

第九条 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基（平成二十四年厚生労働省令第十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第四号中「第二十四条の十二第二項」を「第二十四条の十二第一項又は第二項」に改める。

第三十六条中「災害」の下に「、虐待」を加える。

(厚生労働省組織規則の一部改正)

第十条 厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

第六十四条の二第二項に次の一号を加える。

四 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）の規定による障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援に関すること（大臣官房及び他局の所掌に属するものを除く。）。

障害者虐待防止対策支援事業実施要綱

第1 目的

障害者虐待については、その未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援が重要である。

このため、地域における関係行政機関、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、社会福祉協議会、障害者団体、医療関係者、司法関係者、民生委員、人権擁護委員、ボランティア、地域住民等（以下「関係機関等」という。）の協力体制の整備や支援体制の強化を図ることを目的とする。

第2 実施主体

第3の1、2、4の（2）の①及び②並びに5の事業の実施主体は、都道府県又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。

第3の3及び4の（2）の③の事業の実施主体は、都道府県とする。

ただし、事業の全部又は一部を社会福祉法人又はN P O 法人等に委託することができるものとする。

第3 事業内容

下記の1に示した体制を整備（既存の体制の充実を含む。）するとともに、下記の2から5までの事業について、地域の実情を踏まえ、実施するものとする。

1 連携協力体制整備事業

（1）趣旨

都道府県又は市町村は、障害者虐待防止の取組の推進を図るため、地域における関係機関等の協力体制の整備・充実を図る。

なお、本事業は、2から5までの事業の効果的な実施にも資するものである。

（2）事業内容及び実施方法

ア 事業内容

都道府県又は市町村は、障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、地域における関係機関等の協力体制の整備を図る。

イ 実施方法

都道府県又は市町村は、関係機関等による日頃からの情報共有のための連携体制や関係機関等との緊急連絡体制の整備等の具体的方策について関係機関等で協議し、地域における関係機関等の協力体制を整備する。

ウ 留意事項

事業の実施に当たっては、自立支援協議会との緊密な連携を図るとともに、児童や高齢者の虐待の防止に係る地域のネットワークとも連携を図り、効率的かつ効果的な協力体制を整備すること。

2 家庭訪問等個別支援事業

（1）趣旨

都道府県又は市町村は、障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を個別の状況に応じてきめ細やかに行うため、地域の実情を踏まえ、（2）の①から⑤までの事業を適宜組み合わせて実施する。

（2）事業内容及び実施方法

① 家庭訪問

ア 事業内容

都道府県又は市町村は、障害者虐待の未然防止のため、過去に虐待のあった障害者の家庭や障害者支援施設等に長期に入所していた障害者が家庭復帰した家庭等、そのおそれのある障害者の家庭に対し、相談支援専門員等を重点的に訪問させることにより、家族関係の修復や家族の不安の解消に向けた支援を行う。

イ 実施方法

- (ア) 都道府県又は市町村は、相談支援事業所等に寄せられた相談や関係機関等からの情報を基に、訪問対象とする家庭を選定する。
- (イ) 都道府県又は市町村は、訪問対象として選定した家庭に対し、相談支援専門員等を重点的に訪問させることにより、家族関係の修復や家族の不安の解消に向けた支援を行う。

ウ 留意事項

事業の実施に当たっては、3の（2）の研修を受講した者等、障害者虐待の未然防止や虐待発生時の対応についての知識や経験を有する者により訪問させることが望ましい。

なお、実施主体が都道府県の場合は、市町村と協議の上、訪問対象とする家庭を選定するとともに、市町村と連携し、事業を実施すること。

また、必要に応じて、「④ カウンセリング」や「4 専門性強化事業」の活用を図ること。

② 相談窓口の強化

ア 事業内容

都道府県又は市町村は、障害者虐待の早期発見及び迅速な対応を図るため、障害者虐待に係る24時間・365日の相談体制を整備する。

イ 実施方法

- (ア) 都道府県又は市町村は、地域の実情を踏まえ、直営の相談窓口を設置する方法や、広域圏域ごとに相談支援事業所に委託する方法等により、障害者虐待に係る24時間・365日の相談窓口を設置する。
- (イ) 都道府県又は市町村は、相談窓口の連絡先や対応時間等について、関係機関等に幅広く周知する。

ウ 留意事項

実施主体が都道府県の場合は、市町村と連携して、障害者虐待に係る24時

間・365日の相談体制を整備すること。

③ 一時保護のための居室の確保等

ア 事業内容

都道府県又は市町村は、障害者虐待の迅速な対応を行うため、事前に障害者支援施設等に依頼し、居室の確保を行うとともに、緊急一時保護を要する虐待が発生した場合に虐待を受けた障害者の受け入れについて支援する。

イ 実施方法

(ア) 都道府県又は市町村は、事前に、虐待を受けた障害者の受け入れが可能と認められる障害者支援施設や短期入所事業所等を選定して、一時保護のための居室を確保する。

(イ) 都道府県又は市町村は、虐待を受けた障害者の障害や心身の状況、一時保護先の施設の状況等を踏まえ、必要に応じて、付添等を行う協力員を確保する。

(ウ) 都道府県又は市町村は、虐待を受けた措置の対象とならない障害者について、一時保護を行った際に必要となる食費、光熱水費、消耗品費を障害者支援施設等に支払う。

ウ 留意事項

市町村は、一時保護を受けた障害者について、必要に応じて、成年後見制度の利用について検討すること(成年後見制度利用支援事業(地域生活支援事業)の活用等)。

④ カウンセリング

ア 事業内容

都道府県又は市町村は、障害者虐待に対する一連の対応後においても、引き続き適切な支援を行うため、医師会、臨床心理士会、精神保健福祉士会等の精神医療・保健・福祉関係団体の協力を得て、虐待を受けた障害者やそのおそれのある障害者、障害者虐待を目撃した者、障害者虐待を行った家族等に対して、カウンセリングを行う。

イ 実施方法

(ア) 都道府県又は市町村は、虐待を受けた障害者やそのおそれのある障害者、障害者虐待を目撲した者、障害者虐待を行った家族等を対象としたカウンセリングについて、医師会、臨床心理士会、精神保健福祉士会等の精神医療・保健・福祉関係団体に協力依頼を行う。

(イ) 協力を求められた医療機関の医師や臨床心理士、精神保健福祉士等は、対象者に対し、カウンセリングを行う。

ウ 留意事項

都道府県又は市町村は、虐待を受けた障害者のほかに、障害者虐待を行った家族等に対しても、障害者虐待の未然防止を図る観点から、カウンセリングを

行うよう努めること。

また、カウンセリングを行う際には、これまでの家族関係の背景や障害者虐待が生じた要因を踏まえたカウンセリングを行い、カウンセリング終了後においても、「①家庭訪問」の活用等により、さらに継続的な支援を行うよう努めること。

⑤ その他地域の実情に応じて行う事業

都道府県又は市町村は、①から④に示した事業のほか、障害者虐待が発生した障害福祉サービス事業所等に対して、国が実施する障害者虐待の防止・権利擁護に関する研修を受講した者等を指導員として派遣する事業やオンブズマンを派遣する事業、地域において障害者の家庭の見守りを行う協力員を配置する事業等、地域の実情を踏まえた事業を実施することができる。

3 障害者虐待防止・権利擁護研修事業

(1) 趣旨

都道府県は、障害者虐待の問題について、障害福祉サービス事業所等の従事者や管理者の理解を深めるとともに、市町村や相談支援事業所等の相談窓口職員の専門性の強化を図るため、研修を実施する。

(2) 事業内容及び実施方法

ア 事業内容

都道府県は、障害福祉サービス事業所等の従事者や管理者、相談窓口職員を対象として、以下の研修を実施する。

① 障害福祉サービス事業所等従事者研修

障害福祉サービス事業所等の従事者を対象とした障害者虐待の防止に関する基礎知識や障害者の権利擁護に関する意識啓発、障害者に対する虐待や不適切な対応を防止するための障害特性にも配慮した支援方法についての研修

② 障害福祉サービス事業所等管理者研修

障害福祉サービス事業所等の管理者を対象とした障害者虐待の防止に関する基礎知識や障害者の権利擁護に関する意識啓発、障害者虐待の防止のための組織・運営体制についての研修

③ 相談窓口職員研修

相談窓口職員を対象とした障害者虐待の通報を受けた際の対応方法や虐待を受けた障害者に対する支援に関する専門的知識、援助技術についての研修

イ 実施方法

(ア) 都道府県は、都道府県自立支援協議会等を活用し、別途、国が行う研修を参考として、研修の実施方法や内容について検討を行う。

(イ) 都道府県は、研修の質の向上を図るため、別途、国が行う研修に担当職

員や都道府県研修の講師となる者を参加させる。

ウ 留意事項

都道府県は、本研修がより実践的な研修となるよう、演習による事例検討を実施すること。

4 専門性強化事業

(1) 趣旨

都道府県又は市町村は、障害者虐待の問題に関する専門性を強化するため、医学的・法的な専門的助言を得る体制を確保するとともに、都道府県は、障害者虐待に対する体制整備に資するため、虐待事例の分析等を行う。

(2) 事業内容及び実施方法

① 医学的専門性の強化

ア 事業内容

都道府県又は市町村は、医師会等の医療関係団体の協力を得て、虐待を受けた障害者やそのおそれのある障害者の治療の必要性や医学的側面からの支援方法について、都道府県・市町村職員、相談支援専門員等が専門的助言を得られるよう、地域における支援体制の専門性の強化を図る。

イ 実施方法

(ア) 都道府県又は市町村は、虐待を受けた障害者やそのおそれのある障害者の治療の必要性や医学的側面からの支援方法に係る専門的助言について、医師会等の医療関係団体に協力依頼を行う。

(イ) 協力を求められた医療機関の医師等は、虐待を受けた障害者やそのおそれのある障害者の治療の必要性や医学的側面からの支援方法について、専門的助言を行う。

② 法的専門性の強化

ア 事業内容

都道府県又は市町村は、弁護士会、司法書士会等の司法関係団体の協力を得て、虐待を受けた障害者の保護や権利擁護に係る法的な問題の対応方法について、都道府県・市町村職員、相談支援専門員等が専門的助言を得られるよう、地域における支援体制の専門性の強化を図る。

イ 実施方法

(ア) 都道府県又は市町村は、虐待を受けた障害者の保護や権利擁護に係る法的な問題の対応方法に係る専門的助言について、弁護士会、司法書士会等の司法関係団体に協力依頼を行う。

(イ) 協力を求められた弁護士や司法書士等は、虐待を受けた障害者の保護や権利擁護に係る法的な問題の処理について、専門的助言を行う。

③ 有識者との連携による事例分析等

ア 事業内容

都道府県は、障害者虐待の事例分析等を行う障害者虐待、高齢者虐待及び児童虐待に関する知識や経験のある学識経験者、医療関係者、司法関係者、福祉関係者等から構成されるチームを設置し、虐待を受けた障害者やそのおそれのある障害者の事例について、チームにおいて分析・評価を行い、障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援に資するための関係機関等の協力体制や支援体制に関するマニュアル等を作成する。

イ 実施方法

- (ア) 都道府県は、障害者虐待の事例分析等を行うチームを設置する。
- (イ) チームは、虐待を受けた障害者やそのおそれのある障害者の事例の分析・評価を行い、都道府県に対して、地域の関係機関等の協力体制、障害福祉サービス事業所の運営体制等に係る専門的助言を行う。
- (ウ) 都道府県は、チームの事例の分析・評価や専門的助言を踏まえ、地域の関係機関等の協力体制、障害福祉サービス事業所の運営体制等に関するマニュアル等を作成する。

ウ 留意事項

都道府県は、作成したマニュアル等を市町村を始めとする関係機関等に幅広く情報提供するとともに、当該マニュアル等を「3 障害者虐待防止・権利擁護研修事業」等の研修の場においてテキストとして活用するよう努めること。

5 普及啓発事業

(1) 趣旨

都道府県又は市町村は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援に資するため、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号。以下「法」という。）における障害者虐待の通報義務等の広報その他の啓発活動を実施する。

(2) 事業内容及び実施方法

ア 事業内容

都道府県又は市町村は、地域住民をはじめとする関係機関等に対し、法における障害者虐待の通報義務等の広報その他の啓発活動を実施する。

イ 実施方法

都道府県又は市町村は、地域住民をはじめとする関係機関等に対して障害者虐待防止の普及啓発のためのシンポジウムの開催やパンフレットの作成等により広報その他の啓発活動を実施する。

第4 国の補助

国は、本事業に要する経費について、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。

第5 留意事項

- 1 都道府県及び市町村は、事業を実施するに当たっては、自立支援協議会等において、実施する事業内容の検討や実績の検証等を行うこと。
- 2 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)、児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)を所管する関係部局との連携を図るとともに、障害者の働く場における障害者虐待については、都道府県労働局との連携を図ること。
- 3 都道府県及び市町村は、虐待を受けた障害者等に関する個人情報の取扱いに留意すること。
- 4 本事業の国庫補助対象には、別に国庫補助がなされているものは含まれないの留意すること。

【参考文献】

- 「障害者虐待防止マニュアル 行政・支援者が障害者虐待に適切に対応するために」
特定非営利活動法人PandA-J
(平成20 年度厚生労働省障害保健福祉推進事業)
「サービス提供事業所における虐待防止指針及び身体拘束対応指針に関する検討」
特定非営利活動法人PandA-J
(平成22 年度厚生労働省障害者総合福祉推進事業)
「高齢者虐待への対応と養護者支援について」厚生労働省老健局 (平成18 年3月)
「養護者による高齢者虐待対応の手引き」社団法人日本社会福祉士会 (中央法規出版
株式会社 平成23 年7月)
「身体拘束ゼロへの手引き」厚生労働省 身体拘束ゼロ作戦推進会議 (平成13 年3月)